

令和4年 決算審査特別委員会(個別質疑)

- 1 開催期日 令和4年10月18日(火) 午前10時00分から午後2時30分
- 2 開催場所 庁舎5階本会議場
- 3 出席委員 中川昌憲委員長、桜井芳信副委員長、滝久美子委員、坂本覚委員、稲田保子委員、
鶴谷聡美委員、佐々木百合香委員、青木崇委員、島崎圭介委員、久保田智委員、
山本博己委員、永井桃委員、人見哲哉委員、藤田豊委員、木村真千子委員、佐藤敏男委員、
野村幸宏委員、橋本博委員
- 4 欠席委員 沢岡信広委員、小田島雅博委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者

【企画財政部】

企画財政部長	川村裕樹	財政課長	亀山貴宏
ボールパーク施設課長	中垣和彦		

【建設部】

建設部長	新田邦広	庶務課長	中居直人
都市整備課長	藤本正志	建築課長	吉岡亮
土木事務所長	北口馨		

【経済部】

経済部長	及川浩司	農政課長	山田孝博
商工業振興課長	林睦晃	観光振興課長	橋本征紀

【水道部】

水道部長	人見桂史	経営管理課長	木村公也
水道施設課長	佐々木克彦	下水道課長	藤本悟

【教育部】

教育部長	吉田智樹	教育部理事	後藤章夫
教育総務課長	下野直章	学校教育課長	花田秀樹
教育支援課長	澤井大輔	社会教育課長	渡辺広樹
文化課長	笹森和宏	学校給食センター長	岡謙一
防災職施設設備担当参事	伊達千秋		

7 事務局

議会議務局長
議会担当主査

砂 金 和 英
金 田 侑 也

議会議務局次長

大 野 聡 美

8 傍聴者

なし

議事の経過

桜井副委員長

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、「審査方法等協議資料」に記載のとおりであります。

各委員にご協力をいただき、日程どおり審査を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

審査に入る前に、質疑の方法について、確認をいたします。

質疑は、提出いただいた通告にのっとり、行っていただきます。

回数は3回までといたします。

質疑の順番は、挙手していただき、委員長が示した順となります。

通告をしたすべての委員の質疑終了後に、各委員は、1項目についてのみ、質疑を行うことが出来ます。

但し、回数は1回といたします。

なお、総括質疑を行う場合は、留保するする必要がありますので、その旨を発言されますよう、お願いいたします。

また、質疑は簡潔をお願いいたします。

答弁者におかれましても、簡潔に答弁されますよう、お願いいたします。

なお、傍聴の取扱いについては、申し合わせにより、許可をいたします。

それでは、引き続き、**議案第15号 令和3年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について**を議題といたします。

質疑される委員は、決算書のページなど、どの部分の質疑になるかを明確にしてから、質疑をお願いいたします。

初めに 一般会計の**農林水産業費の質疑**を行います。

山本委員。

山本委員

決算書174ページ、175ページの農地改良事業に関してですが、農地の保全ということと、遊休地の流動化を図るということですが、農地の耕作放棄地の状況や農地を還元していく取組の状況はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

次に、決算書174ページ、177ページの鳥獣による農作物等被害防止対策事業ですが、有害鳥獣による被害状況と苦情実績をお示ししたいと思います。

次に、エゾシカの駆除の方法は幾つかあると思いますが、駆除方法ごとの実績やエゾシカの肉の活用の状況はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

最後に、決算書174ページから177ページ、農業用排水路の保全事業ということで、農業排水路について床ざらい等を行っているということですが、農業排水路全体における保全事業の進捗状況や今後の計画はどのようになっているのかお示ししたいと思います。

桜井副委員長

山田農政課長。

山田農政課長

耕作放棄地、また、農地改良事業を利活用した農地復元の状況についてですが、耕作放棄地につきましては、平成29年度は16.8ヘクタール、平成30年度は17.5ヘクタール、令和元年度は23.8ヘクタール、令和2年度は0.3ヘクタール、令和3年度は20.4ヘクタールとなっております。

農地復元の面積につきましては、平成29年度から令和元年度は0ヘクタール、令和2年度は1.4ヘクタール、令和3年度は0ヘクタールという数字となっております。

続きまして、鳥獣による農作物被害等防止対策事業の被害状況とエゾシカの駆除方法ごとの実績、肉の活用の状況についてでございます。

まず、被害状況ですが、令和3年度の鳥獣による農業被害の状況につきましては、エゾシカによる被害が5.1ヘクタールで被害額は約1,094万円、アライグマは0.6ヘクタールで、被害額は約163万円、キツネは0.4ヘクタールで約100万円、鳥類は1.1ヘクタールで約290万円となっております。

令和2年度と比較すると、エゾシカは面積で微減しているところですが、被害金額としては、エゾシカ、アライグマ、キツネで微増しているというところでございます。

次に、エゾシカの駆除方法ごとの実績です。こちらについては、くくりわなでの捕獲が23頭、銃器による駆除は174頭、そのほか6頭となっております。

また、令和3年度の新たな取組として実施しております囲いわなにつきましては、6頭の捕獲実績となっております。

次に、肉の活用の状況についてでございますが、ジビエの取組につきましては、平成30年に食肉処理業者と協定を締結いたしまして、捕獲個体のうち、一定数についてジビエ活用を行ってまいりました。

その後、銃器で腹部を打ったものなど個体の損傷しているものは活用出来ないことなど、活用のための処理費用等の諸条件について、相手方との折り合いがつかず、令和2年度をもって協定を終了している経過があります。

令和3年度以降につきましては、現在、活用出来ていない状況でして、捕獲したエゾシカの有効活用が必要であると考えておりますことから、食肉処理業者等の情報収集に努めているところでございます。

次に、農業用排水路保全事業についてですが、排水路全体における保全事業の進捗状況ということですが、市内の農業排水路全体で18路線、総延長は約29キロございます。

これまでも随時、現場の確認をしながら床ざらいを実施してきたところですが、令和2年度に排水路全体の調査を行っております。床ざらい等が判断された延長が約9.7キロと捉えておりまして、そのうち、令和3年度までに約2.4キロの床ざらいを実施したところでございます。

なお、令和3年度は690メートルの床ざらいを実施しているところでございます。

桜井副委員長

山本委員。

山本委員

これを見ますと、遊休農地は令和2年度だけ極端に下がっていますが、どのような原因でしょうか。

それから、農地の耕作放棄地を放置して農地として使えないということで、農地から除却していると思いますが、農地除却面積の状況についてお聞かせください。

それと、農地面積が減ってきていると思いますが、復元に対する取組はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

鳥獣被害ですけれども、全体の内容は分かりましたが、駆除は今後、増やしていくと考えているのでしょうか。特に囲いわたの活用というのは、もう少し増やす余地があると思いますが、どのように考えているのかお聞かせください。

次に、ジビエ活用については、令和2年に協議を終了して行っていないという事ですけれども、現在どのように取り組んでいるのかということと、今後の見通しをお聞きしたいと思います。

それから、農業排水路ですけれども、調査して全体としては9.7キロ必要だということで、2.4キロと690メートル行ったということですが、今後の計画として今回の調査した9.7キロというのは、いつぐらいに終了すると見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

桜井副委員長

山田課長。

山田農政課長

農地改良事業についてですが、令和2年度だけ耕作放棄地が極端に少ないという理由でございます。

こちらの耕作放棄地の面積の増減についてであります。農地パトロールにおきましては遊休農地として表現しておりますが、農地としての再生が可能とされる荒廃農地のことを指しております。

国におきまして、令和2年度の途中ですが、農地パトロールの考え方についての変更がありまして、再生困難な荒廃農地の判定について厳格に判断することとされました。

これまで、再生利用と判断していた遊休農地、その区分に入れていた遊休農地のうち、その多くの実態は再生困難な場所ということで、非農地化の判断が必要になったということで整理をされまして、令和2年度の遊休農地が少なかったということでございます。

また、非農地判定、除却ということで非農地の判定を行った面積についてでございますが、平成29年度は13.7ヘクタール、平成30年度は16.7ヘクタール、令和元年度は11.8ヘクタール、令和2年度は23.8ヘクタール、令和3年度は42.4ヘクタールとなっております。

続きまして、鳥獣による農作物被害の有害鳥獣エゾシカの駆除の拡大についてでございますが、囲いわたを現在、国有林のところで国と協定を結ばせていただきまして認められたところで実施しているという状況でございます。場所が広げられないということもございまして、今年度につきましても、昨年度と同じ場所で囲いわたを行いたいということで国と現在協議をして整ったところであります。

また、その内容でエゾシカの捕れる頭数ですとか極端に少なくなるなどがあれば、状況、実態を国有林の管理者とも情報共有をしながらどのような事ができるかということ、相談していきたいと考えております。

次に、農業用排水路の関係でございますが、実施状況を2.4ヘクタールのところを9.7ヘクタールまで、全体では令和5年、6年辺りまでを想定して、割り振りをしているところでございますが、現場は自然が相手なので状況が悪くなり、ほかの排水路が出てくることもありますので、現場を逐一見ながら適切に現状把握を確認して順次実施してまいりたいと考えております。

ジビエの活用についてですが、現在、1か所、市内でジビエの取組をされている事業者がいらっしゃいます。

こちらにつきましては、相談をさせていただいておりまして、相手方の理解なども得ながらということになってくるかと思っております。現在、協議中ということで具体的にいつから始めるというのは現段階では申し上げられないのですが、進めているというところでございます。

桜井副委員長

及川経済部長。

及川経済部長

農地の復元が進まない理由につきましては、湿気るなど不利な土地条件によりまして遊休化し、実際に農業経営をしていく中で経営拡大等の対象として、これらの遊休農地が活用されにくい状況にあるものと考えております。

桜井副委員長

山本委員。

山本委員

一つは、遊休農地の考え方が、令和2年に大きく変わって下がったということですが、令和3年度になるとまた20.4ヘクタールということで、数字的には復活しているということは、新しい基準で20ヘクタールに急増しているということは、実際には以前の基準でいくと相当多く増えたと捉えていいのでしょうか。

それから、農地からの除却面積も令和3年度については、23.8ヘクタールから42.4ヘクタールということで急増しています。これは前の年の耕作放棄地の農地不適正な、農地を除却したから増えたと考えていいのかというところをお聞きしたいと思います。

いずれにしても、農地を復元するというのは農家としては非常に面積が少ないとか、飛び地という形でなかなか使いにくいということで、そのまま放棄されて、農地として不適正なるということですが、今、農家以外の方がいろいろな形で農地を活用して、6次産業などを行っている状況を見ると、取組によって、農地と言えなくなってしまうのかもしれませんが、耕作地を保全していくという方法があると思いますが、その点について、農政課として、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

桜井副委員長

山田課長。

山田農政課長

令和3年度の耕作放棄地の面積が増えた要因ですが、国におきまして再度、令和3年度から調査要領が変更となっております。

令和2年度のところで、再生困難な荒廃農地という考え方がなくなりました。

そこが明確に出てきて、農地か非農地化のいずれかに判断をするということ、令和3年度以降から厳格にするようにということで求められております。

再生困難と思われる荒廃農地につきましては、今までは可能性があるところは遊休農地として判断をしていたところですが、その中で農業者として農地としての復元、利活用が難しいとの視点も含めて、農地の判断のところで、遊休農地として判断していた農地を令和3年度以降、困難な農地について非農地に落とすとともに、遊休農地の部分の判断も厳格に行ったところから、実際にやられていた農地の中でも面積が相当程度、全体面積の農地面積のうち一部しか使われていないような、極端に農地としての活用が含まれていない農地所を遊休農地として、今後は判断するようになりましたので、そのようなことから遊休農地面積が増加したというところですが、

次に、非農地の面積が増えているというところですが、その遊休農地のうち、困難な農地を厳格にしたところ、令和3年度に非農地が増えたというところがございます。

最後に、農業者の方が取組をしているというところで、保全というお話は、今後の農業振興の農地の活用という視点になるかと思いますが、現在、市内の農地はどのように農業者に集積をして、いかにして効率的に農地を

活用していくかということが目標となります、人・農地プランというものを、現在、市で策定しているところでございます。

市内の優良農地の維持・確保の観点にところから保全につきましては、非農地となった土地について景観上の観点からの保全は難しいかと思えます。生産基盤となる農地、こちらにつきましては保全をしていくべき農地、集積をして積極的に使っていきべき農地、そのようなものを区分けしていくということが求められておりますので、そのようなところの考え方をもとに、保全エリアにおいては、農地の活用、その部分については山林化ですとか、景観維持のための作物の栽培なども含めた保全というものを考えながら、引き続き、関係機関と連携して、非農地となる前の農地の活用といったところに努めてまいりたいと考えております。

桜井副委員長

ほかにございませんか。

青木委員。

青木委員

6次産業化等支援事業についてお尋ねをいたします。

決算書は177ページ、報告書63ページになります。

まず、報告書の説明欄に、交付3件ということで、報告書がかいてございますけれども、この交付先それぞれの事業内容及び交付金額について、お示しをいただきたいと思えます。

桜井副委員長

山田課長。

山田農政課長

6次産業化支援等支援事業の交付先の事業内容及び交付金額についてということで、令和3年度の補助金の交付先ですが農業と直売所の経営をされている農業者、こちらにパッケージデザイン、SNSでのマーケティング実施等に対して54万円を交付しております。

次に養蜂業を営んでいる、事業者に対してオンライン・ショッピングサイトを構築したいということで45万7,000円を交付しております。

最後に、商工会の赤毛を使った新たな日本酒や蒸留酒などの開発をしたいということで22万8,000円を交付しております。

桜井副委員長

青木委員。

青木委員

ボールパークが開業するという中で、市外、道外から大変多くの方がお見えになるという中で、今後、北広島の名産品などをどんどん育てていくという観点の中で、やはりこの6次産業化支援というのは、当市にとっても大変重要な施策だと考えておりますが、施策の今後の展望等についてお示しをいただければと思えます。

桜井副委員長

山田課長。

山田農政課長

今後の展望等ですが、こちらの事業は農業者の経営の多角化のみならず、市内の商工業者様との連携によりまして、地元農産物の消費拡大というところも目的にしており、実際につながっていると考えております。

このような商品開発の支援につきましては今後の事業の在り方につきまして、引き続き整理をしながら、より良い方法になっていくものを作り上げていきたいと考えております。

桜井副委員長

藤田委員。

藤田委員

鳥獣により農作物等被害防止対策事業、277ページですが1点だけ確認いたします。

令和3年度のアライグマのわなの追加購入の実態をお聞きしたいと思います。

桜井副委員長

山田課長。

山田農政課長

鳥獣による農作物等被害防止対策事業のアライグマの令和3年度のわなの購入実績についてですが、市や北海道猟友会、農業者、農業関係団体で構成しております北広島市鳥獣被害防止対策協議会におきまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金というものを活用して4台購入しております。

また、市が農業振興奨励事業において、営農指導対策協議会に補助をしております補助金を活用して、こちらの営農指導対策協議会におきまして7台購入しております、合計11台の購入となっております。

桜井副委員長

藤田委員。

藤田委員

令和3年度で11台購入したということで、環境課にも質問しましたが、アライグマのわなというのは、農家からいくと作物の刈り入れの前に必要となる時期が皆さん重なるものですから、使いたいときに待たされるということが何年も続いてきたということが、現場からの声でしたが、この11台入れたことによっていわゆる1番ピーク時でも農家に待たせないで、わなを貸出しできる状況になっているのかお聞きします。

桜井副委員長

山田課長。

山田農政課長

こちらは環境課と連携した取組となっております、環境課で貸出を行っていただいておりますが、極端な日数をお待たせするというはしてない状況になっております。

ただ、わなの購入につきましては環境課と連携しながら、必要なものはできる限り購入できればと考えているところです。

桜井副委員長

以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに、質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶものあり)

以上で、**農林水産業費の質疑**を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

桜井副委員長

休憩を解き、再開をいたします。

次に、商工費の **商業振興費の住宅リフォーム支援事業を除く商工労働費の質疑**を行います。

永井委員。

永井委員

決算書184ページ、報告書65ページの地域職業相談室運営事業、報告書では利用者の延べ人数が9,126人で報告が上がっていますが相談実績について伺います。

例えば、相談者「医療福祉関係で働きたい」という相談があっても市内にはなかなか働く場所がないというようなことがあります。マッチング状況がどのようになっているかお聞きいたします。

もう一つ、失業の主な理由ですが、コロナ渦の影響もあるのではないかと思いますけれども、市からいただいた2021年度の市内の企業倒産状況の資料では、倒産した件数が3件、雇用を解雇された方が4人ほどいたということですが、失業の主な理由と実態について伺います。

桜井副委員長

林商工業振興課長。

林商工業課長

求職者と求人企業のマッチング状況は地域職業相談室ジョブガイド北広島の令和3年度実績におきましてのマッチングということですので、相談に対して職業紹介して就職につながった実績についてご説明申し上げます。

令和3年度は、689件の新規相談者に対しまして、紹介件数としては917件、就職件数が391件となっております。就職率が56.8%となっております。

就職率につきましては、令和元年度が59.2%、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響などから52.1%と、数値が下がっておりますけれども、令和3年度に56.8%となっておりますので、若干ではございますが回復傾向に推移していると認識をしております。

令和3年度に行いました、ジョブガイド北広島利用者アンケートの結果の希望する職種といたしましては、事務が最も多く20%になっておりまして、全国的な傾向と同様に人手不足が続いております。建設業、医療福祉、介護などの業種と事務を希望する求職者とのマッチングが進んでいない状況であると認識をしております。

また、アンケート結果におきまして、就業場所といたしまして北広島市内という回答が1番多く37%となっております。最近では地元就職を希望する方が増えているという傾向となっております。

次に、失業の主な理由についてでございますが、令和3年度ジョブガイド北広島の利用者アンケートで、来所の理由につきましては自己都合退職が51%と最も多く、次いで契約期間満了による退職が11%、転職を検討されている方が10%という結果となっております。

コロナの影響などで、契約期間満了時に合わせて従業員数を削減する企業もあると伺っているところでございます。

桜井副委員長

永井委員。

永井委員

相談の割合が、令和2年度よりも若干回復傾向にあるということで、今後も、回復傾向が見てみられていくのかと思いますが、市内の就職を希望する方々が37%ということで、ぜひ、市内での市雇用を市としても企業側と協議をしながら進めていただきたいと思います。

そのためにも市としても企業に任すのではなくて、アイデアなどを出して行くことが必要かと思いますが、就職率のアップに向けての目標設定はどのように考えていますか。

もし、目標設定を押さえているのであれば、教えていただければと思います。

併せて、ボールパーク開業以降の関連施設内での市民の雇用は、ボールパーク特別委員会などでも市内の中小企業や市民が働ける場の協議を企業と進めて頂きたいというお話をしておりますけれども、企画財政部、ボールパーク推進室だけでなく、商工労働課でも協力して進めていただきたいと思います。企業とのこれまでの協議内容はどのような話し合いが行われてきたのか伺います。

桜井副委員長

林商工業振興課長。

林商工業課長

まず、今後の就職率の向上についてでございますけれども、就職率の具体的な数値目標という形では設定のはしておりませんが、来年3月にジョブガイド北広島が駅西口へ移転する予定となっております。駅西口整備によりまして、今後、多くの市民の方が駅周辺を訪れることが見込まれますことから、より多くの方に施設をご利用いただくよう周知に努め、一人でも多くの方に就職につなげてまいりたいと考えております。

移転先におきましては、広い面積ではございませんけれども、セミナールームという新たにスペースを設ける予定でありますので、今後、ハローワーク札幌東や、市内企業等と連携を強化しながら、求職者向けの企業説明会ですとか研修会などの取組についての検討を実施してまいりたいと考えております。

次にFビレッジ開業に伴います雇用の創出と市内雇用ですが、求人方法における本市の関わり方につきましてボールパーク推進室を通しましてファイターズスポーツ&エンターテイメントと意見交換を行っているところでございます。

現在、日本ハムファイターズにおきましてFビレッジ採用サイトが開設されて、Fビレッジ内の求人については、一括して募集が行われているところでございます。

今後につきましては、Fビレッジ開業後も、エリア内の各フェーズに合わせた雇用機会が想定されますことから、引き続き、日本ハムファイターズと意見交換を続けるとともに、ハローワーク札幌東とも連携を図りながら、市民等の就職促進に向けた取組について検討していきたいと考えております。

桜井副委員長

永井委員。

永井委員

市からいただいた市内の新規企業創業の状況を見ますと、令和3年度で32件の新規開設がありましたということなので、この先、増えていく可能性も十分考えられますので、ぜひ、市民の雇用率を上げていていただきたいと思います。最後に市内でも海外籍の方々が増えていると思いますが、外国人の雇用率市内における雇用率がもし、分かりましたらありましたらお知らせください。

また、大学を卒業して働く、高校卒業して働くという方もいらっしゃると思いますが、市としてはどのように大学、高校側に話を持っているのか教えていただければと思います。

桜井副委員長

林課長。

林商工業課長

市内企業における外国人の雇用についてでございますけれども、市内では約170の方が就業されていると把握をしているところでございます。

内訳といたしましては技能実習という在留資格が1番となっております100人くらいで、大体30%くらいになっておりまして、そのほかには、特定活動、技術人文知識国際業務、特定技能という在留資格で就業されている方がいらっしゃるかと捉えております。

企業賞につきましては、約30社程度と押さえております。

次に、大学、高校との関わり方ということでございますが、高校につきましては、現在のところ、外国人雇用という意味での関わりは持ってはおりませんが、大学につきましては、昨年度から取り組んでおります、多文化共生の事業の中での実施する事業で星槎道都大学の留学生の方に参加をしていただくですとか、今年度につきましても先日、日本語教室ということで事業を実施しましたが、留学生の方にご参加をいただいております。

大学からも日本人の方と触れ合う機会を作っていただいてありがたいというようなお話をいただいておりますので引き続き、留学生の方も含めて外国人雇用につながるような取組を進めてまいりたいと考えております。

桜井副委員長

ほかにございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

多文化共生事業で意見を聞いていただいたのですが、外国人雇用相談窓口について伺います。

13件の相談の内容ですが、今後の施策に反映させるべきニーズを含んだものがあるのかと思いますが、相談内容について伺います。

桜井副委員長

林課長。

林商工業課長

令和3年度につきましては多文化共生推進事業の取組の一つといたしまして、北広島市内に事業所があり外国人を雇用している、または雇用の検討をしているという企業を対象に、6月から12月までの期間につきましては民間事業者への委託により、事業者を対象とした相談窓口の開設をしたところでございます。

相談件数につきましては13件となっております、雇用事業者向けのセミナーの開催時に相談を受けたものが2件、雇用企業へのヒアリングによるものが11件となっております。

相談を受けた企業につきまして業種別では、建設が5社、医療福祉が3社と多くなっておりまして、雇用している外国人の在留資格といたしましては技能実習生が最も多く7社、国籍ではベトナムの方を雇用されているという割合が多く4社という結果となっております。

相談内容といたしましては、在留資格の種類や採用時における注意点、労働時間などについてのなどの相談が寄せられたところでございます。

また、事業者へのヒアリングにおきましては、雇用している外国人の状況につきまして、現在のところ全く問題なく働いているという内容、日本語も使えるので言葉の問題もなくトラブルなどは抱えていないという事業者が多いという結果となったところです。

桜井副委員長

佐々木委員。

佐々木委員

今年度は、個人からの相談窓口も開設しましたが、こちらの窓口についての周知の状況についてはいかがでしょうか。

桜井副委員長

林課長。

林商工業課長

周知につきましては、広報、市ホームページの掲載、市役所内の窓口部署へのチラシの配置、デジタルサイネージへの掲載、出張所などへの出先機関へのチラシの配置などを行っております。

また、企業に対しましては、外国人を雇用している企業や商工会などの関係団体を通じた周知、留学生が在学の大学にも関連するというところで周知を行っているところでございます。

桜井副委員長

佐々木委員。

佐々木委員

これまで、多文化共生で行ってきた事業については、外国人雇用の事業者や学校など既にあるコミュニティを通じて呼びかけているものが多いような印象を受けます。

ただ、本当に相談が必要な方が、コミュニティに属してないと私は思います。

例えば、配偶者の仕事の都合で転入してきたような、主婦の方とかでしたら相談する人とかも少ないでしょうし、そのような悩みが深刻になったりすることもあるのではないかと心配はしています。

そのような方の相談につながるような周知が必要だと考えますけれども見解を伺います。

桜井副委員長

林課長。

林商工業課長

令和3年度につきましては、企業向けの相談窓口ということで実施をしたところでございますけれども、令和4年度につきましては、市内在住の外国人の方を対象に6月から12月まで相談窓口を開設しているところであり

ます。電話や来所のほか、メール、SNSでの相談を可能としているところでございます。

ただ、現在のところの相談についてはまだ来ていないという状況であります。

外国人を対象とした相談窓口につきましては、令和元年8月に北海道が「北海道外国人相談センター」を設置しているところでありまして、この機関が認知されていると認識をしております。

本市の相談窓口の利用が進んでいないということも、関係が影響していると捉えているところでございますので、本市の相談窓口の存在を知っていただくように、引き続き、様々なツールを活用するとともに、関連のある団体や企業、外国人に関わりのある方などのご協力をいただきながら、周知に努めてまいりたいと考えております。

桜井副委員長

ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員

まず、決算書178ページから181ページ、報告書65ページの買物不便者対策事業ですが、市内で3事業者が移動販売を実施していると理解しておりますけれども、令和3年度において何か変化があったのか伺います。

もう1点、決算書178ページから181ページ、報告書67ページの多文化共生推進事業です。最新号の広報北広島にも関連の記事が載っておりましたが市内在住の外国人の最新の状況についてお尋ねします。

桜井副委員長

林課長。

林商工業課長

まず、買物不便者対策事業についてでございますが、本市におきましては、生活協同組合コープさっぽろとの連携により、平成31年3月から北広島団地地区におきまして、移動販売の「おまかせ便カケル」を運行しており、これまでも定期的な意見交換の中で運行経路の見直しや、駐車場所の追加などを行ってきたところであり、現在も利用状況などを把握しながら、引き続き協議を行っているところであります。

また、市内の住宅地などを巡回する移動販売につきましては、ほかにも民間事業者が複数運行しており、昨年につきましては2社が、7月と12月にそれぞれ運行を開始したところであり、運行区域といたしましては、北広島団地地区以外の東部地区、西の里地区、大曲地区、西部地区についても対象広範囲ということで運行がされているところでございます。

運行の開始に当たりましては検討の段階で、本市より買物不便区域の情報や各地区の高齢化の状況などの資料も提供し、各事業者と意見交換を行いながら、市民の要望なども踏まえ、事業者において運行区域の選定が行われたところでありますが、運行開始以降も、市民等から本市へ要望があった場合につきましては、事業者へ情報提供を行っているというところでございます。

次に、多文化共生推進事業についてでございますが、市内の在住外国人につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年2月末時点の414人をピークに減少が続き、令和4年3月末時点で330人となっておりますが、入国制限の緩和などにより、直近では令和4年9月末時点で385人まで増えており、再び増加傾向で推移をしております。

なお、国籍につきましては中国が22%、ベトナムが19%、ミャンマーが14%という順になっているところでございます。

桜井副委員長

人見委員。

人見委員

まず、買物不便者対策事業ですけれども、現在、市民からの声があった事業者に伝えているということですが、やはり市民が声という中で、どうしても近くに通っていてもなかなか利用出来ないとかということで、ルートを広げてほしいという声もあります。今後、拡大するなどの展望などがあれば教えていただきたいと思います。

次に、多文化共生推進事業ですけれども、外国人が少し増えてきたということですが、例えば、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチンを打つことであるとか、もしくは生活困窮時の支援、外国人にどのように届いているのか方法などを教えていただければと思います。

桜井副委員長

林課長。

林商工業課長

移動販売のルートの拡大等についてですが、まず令和3年度との中では、松葉町パークヒルズからの要望などがございまして、昨年10月に松葉町パークヒルズそして里見町2丁目を駐車場所に新たに追加しました、実際のルートを追加した後、多くの方にご利用いただいていると認識しているところでございます。

移動販売の運行区域につきましては、食料品等の取扱い店舗から500メートル以上離れた買物不便の区域におきまして、現在、運行区域に含まれていないところですが、今後につきましては市民ニーズの把握に努めるとともに既存事業者のほか、新たに進出を計画している事業者等につきましても、積極的に意見交換を行っていく中で、市民等からの要望についても情報提供をしてみたいと考えております。

今後も、買物不便解消に向けた取組として事業が継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、多文化共生でございまして、在住外国人への新型コロナウイルス感染症対策はワクチン接種につきまして外国人労働者が多い企業に対して、集団接種でまとめて接種ができるようを事前に企業側と調整をし、電話などでの予約を取ることが難しい方もいらっしゃるから、市で予約の代行をしているほか、当日につきましても、一般の方と時間帯を分けて接種を行うなどの対応を行っているところでございます。

また、在住外国人の生活困窮世帯につきましては、市が委託をしております生活困窮者自立相談支援事業所に相談があった際には、北海道が開設をしております相談窓口の北海道外国人相談センターなどのご協力をいただきながら、相談者への生活支援を行っているところでございます。

次に、本年2月には公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターHIECCが、全道各地の自治体や関係団体と連携して実施をしております、北海道在住外国人緊急支援プロジェクトに参画をいたしまして、市内の社会福祉法人にも協力をいただきながら、芸術文化ホールにおいて外国人への食糧支援の取組を実施したところであります。

今後も外国人住民の増加が見込まれますことから、日常生活に関する支援をはじめ、コミュニケーション支援など、多文化共生に向けたまちづくりに向けて各種取組を検討実施してみたいと考えております。

桜井副委員長

人見委員。

人見委員

買物不便者対策事業に関してはなかなか事業者の数やドライバーさんの数で難しい面もありますけれども、こ

れからも広げていただけるよう、いろいろな情報提供をしながらやっていただくようお願い申し上げます。

多文化共生推進事業について再質問ですが、多言語パートナー登録制度というのが10月から始まったと伺っておりますがこの制度に関してはどの程度の登録者を想定しているのでしょうか。また、始まったばかりですけれども申込みというのはどのくらいあったのか、分かる範囲でいいのでお願いいたします。

桜井副委員長

林課長。

林商工業課長

多言語パートナー登録制度についてでございますけれども、令和3年度から多文化共生の本格的な取組の実施をしている中で、市民の方などから、今後、外国人に関する取組に関わっていきたいというお声を数件いただいたことなどから、他市の取組なども参考に市内で通訳可能な人材や日本語教師の方、外国人支援に関わったことがある方などを登録し、市民などから依頼があった際に、登録者を紹介する制度を本年10月1日から開始したところであり、現在、人材の登録について募集をしているところでございます。登録及び依頼件数について想定件数などの設定はございませんけれども、本日現在で13人の方について既に登録をしており、それ以外にも本日まで申込みは数件来ておりますことから、順次登録を行ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、本制度の活用などにより、外国人の通院に係る支援や生活支援、外国人との交流事業への参加など行政だけではなく、パートナーの方にもご協力をいただきながら、多文化共生に向けたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

桜井副委員長

ほかにございませんか。

藤田委員。

藤田委員

まず、179ページの中小企業者等融資制度、令和3年度の運転資金設備資金の融資時実績、それから、返済等の焦げ付き等があったのかあればどの程度だったのかご説明をお願いします。

それから、183ページの企業誘致推進事業、輪厚工業団地の大和ハウスの土地の令和3年度の建物の設置の動きはどうだったのか、また、今後の推移についてお聞きします。

桜井副委員長

林課長。

林商業振興課長

初めに、中小企業等融資事業についてでございますが、令和3年度の融資実績につきましては、全体で125件、金額は12億8,157万円となっております。

融資実績の内訳といたしましては、運転資金が67件で9億7,500万円、設備資金が13件で9,007万円、小口企業資金が42件で1億9,450万円、新規創業等支援資金が3件で、2,200万円となっており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による融資額で、令和元年度の約2倍程度の利用がございましたが、これにより一定程度の事業資金が確保されたことなどから、令和3年度につきましては、融資額全体で令和2年度と比べて51.5%の減、令和元年度と比較しても、16.8%の減となっております。種類別では、運転資金について令和2年度比で56.2%の減、令和元年度比では16.3%の減となっております。

次に、融資の返済が出来なかった企業の件数についてであります。令和3年度につきましては、返済に滞りが生じた企業は1件となっております。信用保証協会の代理弁済が行われたものと把握しているところでございます。

次に、企業誘致推進事業についてでございますが、大和ハウス工業株式会社所有の土地の状況についてですが、全8区画のうち、3区画につきましては、令和2年度に、Fの1区画、令和3年度には、Hの2区画、令和4年度には、Gの2区画が、それぞれ物流倉庫として操業を開始しております。

また、未操業となっております、5区画のうち、1区画につきましても令和5年度の操業に向けまして、本年8月にマルチテナント型物流倉庫の建設が着工となっておりますので、令和2年度から令和5年度で予定も含めまして4年間で4区画、毎年創業につながっているという状況でございます。残りの4区画につきましても、現在企業と商談を続けていると伺っておりまして、今後もできるだけ早い立地操業に向け企業からの進出に関する問合せなどを、情報を共有するとともに、企業への訪問、通知など大和ハウス工業と引き続き連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

桜井副委員長

藤田委員。

藤田委員

大和ハウスは昨年度に建物がある程度建ったということで、それに伴ってどの程度雇用増えたかという内訳をつかんでいればお知らせください。

桜井副委員長

林課長。

林商業振興課長

昨年、大和ハウス工業所有地に操業となった物流倉庫につきましては、従業員が新たに9人雇用されたというところで把握しております。また、本年7月に操業開始した物流倉庫では16人の雇用が新たにされたというところの把握をしているところでございます。

桜井副委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶものあり)

以上で、商工費の商業振興費の住宅リフォーム支援事業を除く商工労働費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

桜井副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、都市計画費の下水道事業費を除く土木費の質疑を行います。

桜井副委員長

永井委員。

永井委員

まず、決算書 200 ページ、市営住宅管理経費について伺います。

家賃受家賃の収納減免状況についてですが、資料では各団地市内四つの市営住宅の家賃、家賃の収納状況が、格差が見られるのですが、この理由について伺います。

具体的に申し上げますと、二つの団地の未納額が発生していますが、あと二つの団地は、未納額がゼロと発生していないというところで、この格差はなぜ生じているかについて伺います。

併せて、家賃減免未決定がありますが、そちらの理由について伺います。

次に、決算書 200 ページの報告書 61 ページの都市公園整備事業について伺います。

各市内の公園の施設整備の状況について伺いますが、報告書では様々なところの遊具の改修や、ネット照明などの改修を行ったということですが、これは以前からお伝えしていますが、その開拓記念公園の水が流れている水場の整備や、草刈りなどの環境整備、また、トイレが設置されていない公園への整備の検討はどのようになっているのか伺います。

三つ目に、決算書 194 ページの報告書 54 ページで、ボールパーク関連の市道整備事業について伺います。

事業費の今後の推移の見通しについてということで、通告しておりますけれども、道路事業に関わる市債、一般財源が年々いただいているし、決算額の資料では、増えております、令和 3 年度の決算額では、約 11 億円と、令和元年度、令和 2 年度に比べまして大体倍くらい増えているということと、実際令和 4 年度の 9 月 28 日現在で、既に執行額が 11 億を超えていますので、今後の市債の推移の見通しについてどのように想定しているか伺います。

桜井副委員長

吉岡建築課長。

吉岡建築課長

市営住宅、各団地の家賃状況の格差についてであります。不安定な収入や生活困窮のため、家賃を分納している入居者にばらつきがあるためと認識しております。次に家賃減免未決定の理由についてであります。令和 3 年度家賃減免の申請件数は 23 件であり、そのうち 8 件については、最低生活費に対する認定収入額が、減免基準を超えていたことから、未承認となっております。

桜井副委員長

藤本都市整備課長。

藤本都市整備課長

開拓記念公園の水は水路ですとか、池ですけれどもこちらの草刈りなどにつきましては、水路や池に浮いているごみを取り除く清掃は年に 5 回、草刈りにつきましては毎年 6 回実施をしているところでございます。またトイレ未整備公園への整備の検討につきましてですが、これまでに緑地などを除く 110 公園のうち、多目的グラウンドですとかテニスコートが整備されている比較的規模の大きい、23 公園にトイレを設置しておりまして、残る 87 の公園につきましては、近くにお住まいの市民の方々が利用する街区公園という位置づけであることから、トイレの設置につきましての検討はしておりません。

桜井副委員長

中垣ボールパーク施設課長。

中垣ボールパーク施設課長

ボールパーク関連の市道整備事業の今後の推移についてであります。Fビレッジ周辺の道路整備は今年度で完了し、来年度以降も継続となりますのは、国道274号へ接続するアクセス道路の西裏線です。西裏線の今後の事業費につきましては現在、ルートを検討中であることや、JRとの協議中であるため、確定しておりませんが、市債等につきましても、財政部局と協議を行い適切に進めてまいります。

桜井副委員長

永井委員。

永井委員

まず、市営住宅についてですが、市民からの請願によって家賃減免の請願で採択がまだ行われてないのですが、家賃減免の件数が令和2年度から令和3年度にかけて件数自体は増えているということで、かなり住民の方たちにも周知されてきているのかと思います。こちら家賃収納は払ってもらえるのが当然だと思いますけれども、市でも、生活状況を踏まえた上での対応をしっかりとさせていただきたいと思いますが、現在、どのように生活困難な方の対応は戸別訪問などで相談を受けているのかお伺いします。

都市公園ですが、ピックアップして開拓記念公園を上げますが、こちらは地域に住む方たちからも子どもが水場で安心して遊べるようにきちんと整備をしてほしいという声以前から寄せられていますので、床ざらいで水の流れをよくする、環境整備自体を改善していく必要もあるのかと思います。

また、トイレも奥にありまして木が鬱蒼としていて、子育て中の人からも使うのが怖くて使いにくいという声も聞いております。開拓記念公園のトイレの整備などについても早急にやっていただきたいと思いますが、スケジュールなど、組み込まれているのであれば伺います。

市道整備ですが、現在行われているインフラ整備は今年度で終わりということで、次年度以降は西裏線ということになりますけれども、西裏線に取りかかりますと、今まで以上に財源が消費されてしまうのではないかと個人的には危惧しております。この市債の増額に伴ってかなり市の財源など、厳しくなってくると思います。

以前から市でも、市民の負担にはならないように配慮をして行っていくことを言っていますけれども、やはり先日町内会での集まりがあったときも、市税や固定資産税が上がるのではないかと危惧されている方たちから声を聞きましたので、その辺について、次年度以降の話になりますけれども西裏線の工事の財源確保、市民への負担になるべく負担にならないところをどのように検討しているのか伺います。

桜井副委員長

吉岡課長。

吉岡建築課長

市営住宅の居住者の困窮者に対して、令和3年度に実施した納付相談は2回実施しております。

相談内容は現状の生活状況を聞き取った上で、着実な納付につながるよう努めているところであります。

桜井副委員長

藤本課長。

藤本都市整備課長

水路と池ですけれども、汚れ具合などを適宜、確認しながら臨機応変に床ざらいとか対応していきたいと考えます。

あと、トイレですけれども、開拓記念公園には2箇所トイレがございまして、鬱蒼とした部分にあるトイレと斎場側にきれいに整備をしたトイレがございまして整備したトイレをご利用いただきたいと思いますと考えております。

桜井副委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

ボールパークに限らず、全般的な財政運営の話になってくるかと思えますけれども、まず、今回のボールパークのインフラの整備に関しては、極力、その国の補助をしっかりと活用し、その裏の市債については交付税措置の対象となるような有利な起債を選択することにより、一時的な市債の償還額は推計上上がってきますけれども、それに伴う交付税等の算入がありますことから、できるだけ財政に極力負担をかけないようにメニューを選びながら進めていきたいと考えております。

また、ご指摘の今回のこのような大型の工事が始まるに当たり、市民負担、固定資産税等のご負担の心配があると思えますけれども、今後、ボールパーク完成に伴いまして、このようなことに対する財政的な指針のものそれから、ボールパークができることによって市民へのいろいろな還元の方法を含めて説明をしてみたいと考えております。

桜井副委員長

永井委員。

永井委員

都市公園ですが、開拓記念公園の崖側のトイレは使用頻度が少ないようであれば撤去するなり、新たにトイレを改善改築するということを考えていただきたいと思いますと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

また、市道整備ですけれども、西裏線の件につきましては、これまでも特別委員会で再三、申し上げてきましたが、十分、工事に当たっては市民団体や環境保全団体とも協議を重ねていただきながら、進めていただきたいことを申し上げます。

市営住宅ですが、令和3年度2回相談を実施したということですが、今後、相談回数は増やしていくという検討があるのかということと、やはり、家賃減免については、住民に多く活用していただけるようにこれからの周知徹底を図っていただきたいと思いますと思いますが、その辺について伺います。

桜井副委員長

藤本課長。

藤本都市整備課長

開拓記念公園のトイレについては確認しまして、閉鎖するなど利用状況を見ながら検討したいと思います。

桜井副委員長

吉岡課長。

吉岡建築課長

納付相談についてでございますが、去年は2回くらいと申し上げましたが、状況に応じて納付者の方に対応できるように回数は決めていきたいと思っております。

桜井副委員長

西裏制の関係は要望でいいですね。回答は要らないということで大丈夫でしょうか。

永井委員

はい。

桜井副委員長

青木委員。

青木委員

都市公園整備事業についてお尋ねをしたいと思います。成果報告書の説明欄に、それぞれ個別の改修事業が表記されておりますけれども、費用額についてお示しをいただければと思います。

桜井副委員長

下野課長。

藤本都市整備課長

都市公園整備事業におけるそれぞれの公園の改修内容と契約額についてでございますが、やまぶき公園につきましては、たこの造形遊具を更新しまして、3,210万9,000円。ひばり公園につきましては、ブランコ、鉄棒、複合遊具のほか、水飲み台などを更新しまして、1,439万9,000円。わかき遊園地につきましては、ブランコ、複合遊具のほか、ベンチやフェンスなどを更新して、895万4,000円。緑葉公園につきましては、山手町側の防球ネット、照明灯を更新しまして、2,412万3,000円。開拓記念公園につきましては照明灯と時計灯を更新しまして、825万9,900円。あけぼの遊園地につきましては外周のフェンスを更新しまして、453万2,000円となっております。

桜井副委員長

青木委員。

青木委員

駅西口の再開発に係る北広公園の整備についてですが、先日、駅西口活性化エリア委員会でも、資料が提示されまして、考え方については表記されていますが、具体的に野球場も含めて北広公園の整備について、現段階の考え方を教えていただけますか。

桜井副委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

駅西口の再開発ですが、北広公園はこれまでの市全体の中での公園のリニューアルでは位置づけられておりませんが、今回の西口の再開発に伴って、公園の効用が開発の一層価値を生むという視点のもとに、今後の計画と

して今回お示しをいたしました。

今後、市議会での議論や地域の意見等も参考にしながら、どのようにしたら望ましいのかは、これから本格的に議論に入いくという位置づけでご理解いただければと思っております。

桜井副委員長

青木委員。

青木委員

これからの議論というところもあると思いますが、先日、特別委員会で示された資料を見ますと、日本エスコンが整理主体となって北広公園の一部整備というような表記のされ方になっております。

主体ということですから、基本的には民間事業者が整備をしていくことになるかと思いますが、当然、公園敷地をその事業者が、市が売り払うわけではありませんので、この部分は当然、市が北広公園に対する市や市民の考え方を尊重した上で、整備に当たっていただくという部分と、市としての一部整備というのが気になりますが、その整備の上で市が一部、整備費用と負担するというのも、今後、話合いの中で出てくるのか、お答えできる範疇で現在のお考えをお聞かせください。

桜井副委員長

川村部長。

川村企画財政部長

北広公園の在り方については、駅西口エリア特別委員会の中でも議員の皆さんからご意見いただいております。今回、日本エスコンが考えているエリアについては、マンションに附帯する一部のエリアですけれども、土山)ですとか、野球場含め、テニスコート、駐車場の在り方も含めて、幅広く議論しなければいけないと思っています。北広公園手前のところだけが終わって、ほかはしないというわけではございませんので、一体となって市の考え方を持ちながら、日本エスコン、市は有利な補助制度等を活用しながら、整備等に着手することになるものと考えております。

桜井副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

決算書は190、191ページ、報告書は49ページで自転車駐車場管理事業についてです。

駐輪場の状況について伺いたいと思いますが、資料によりますと、駅周辺の良い環境保持のため、駅東西側に4か所作っている「駐車場の適切な管理運営、自転車の整理誘導を行っている」ということと記載があります。

質問ですけれども、各自転車、駐車場の駐輪可能な台数を見込んでいるものに対して、実際にどの程度、利用があるのか状況について伺います。

桜井副委員長

北口土木事務所長。

北口土木事務所長

自転車駐車場の利用状況につきましては、駅西側と東側を合わせまして、1,092台の駐車可能台数に対し

て、令和3年度の晴天時の測定では、平均で540台が駐車しておりまして、利用率は49%となっております。

桜井副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

現在、1,092台に対して、晴天時の利用率が540台で49%ということで、思っていたより使われている率が半分くらいということが分かりました。

雨の日は、当然、少なくなるかと思うのですが、今後の駅西口の開発がいろいろと進められていますが、それに伴って、実際の利用に合った、今後の大きな事業が始まりますので、拡大、縮小、修繕などを含めて、整備の予定はどのように考えられているのか見解を伺います。

桜井副委員長

北口所長。

北口土木事務所長

今後の整備予定につきましては、駅周辺の開発に伴う利用状況の変化というのは想定されますが、自転車駐輪所の利用率は約半数が空いている状況となっておりますので、一定程度の駐車台数の増加は、現状で対応できるものと考えておりますので、現段階におきましては、自転車駐車場の増設というのは考えていないところです。

桜井副委員長

ほかにございませんか。

藤田委員。

藤田委員

まず、市道整備事業195ページ、輪厚道三島線、大曲ニュータウン1号線の工事の進捗状況と工事完了年度はいつ頃を予定しているのかまずお聞きします。

次に、市道整備事業、ボールパーク関連で令和3年度のボールパーク内の無電柱化工事の工事費及びそれら進捗状況がどうだったのかお聞きします。

次に、土木費公園管理経費ですが、199ページ、緑葉公園の横の安田侃氏の「新生」というモニュメントがありますけれども、今回、メンテナンスして大変、綺麗になって関係者から喜びの声があがっておりますが、昨年も聞きましたが、公園の駐車場の横ということで、なかなか場所が分かりにくいのと、それを表示するようなものがないものですから、その対策は今後どうするのかお聞きをいたします。

最後に、市営住宅管理経費201ページ、市営住宅の現在の現在までのエレベーターの設置率と次の設置予定はどのようになっているのか、また、現在の市営駐車場の利用率を市営住宅ごとでお答えください。

桜井副委員長

藤森課長。

藤本都市整備課長

市道整備事業の輪厚三島線は令和2年度に着手して、ニュータウン1号線並びに公園管理経費についてですが、まず、市道整備事業の市道輪厚三島線につきましては、令和2年度に工事を着手して、整備予定延長1,344.4メ

ートルのうち、約31%に当たる416.6メートルが完了しており、令和8年度の完成を目標としております。

また、大曲ニュータウン1号線につきましては、平成30年度に国道36号側から工事に着手しまして、延長572.6メートルのうち、今年度で約98%に当たる560.1メートルが完了予定となっております。

市道大曲ニュータウン17号線、奥側の交差点の部分につきましては、来年度に工事を実施する予定となっております。来年度で大曲ニュータウン1号線は完了する見込みとなっております。

続きまして、緑葉公園内の「新生」のある広場につきましては、今年度に「新生」の補修が完了したことから、来年度に予定しております緑葉公園の改修工事に合わせた中で、緑葉通り側の階段の入り口に案内看板の設置について検討してまいりたいと考えております。

桜井副委員長

中垣課長。

中垣ボールパーク施設課長

ボールパーク内の無電柱化についての令和3年度の無電柱化に係る費用につきましては、3億2,200万円であり、令和3年度末の進捗率は54%であります。無電柱化を含むFビレッジ周辺道路の工事は、今年度末の完成を予定しております。

桜井副委員長

吉岡建築課長

吉岡建築課長

市営住宅のエレベーターの設置率と次の設置予定及び市営住宅の駐車場の利用率につきましては、令和3年度末現在、市営住宅の管理戸数は17棟、332戸であり、このうち、エレベーターを設置している住宅は西の里団地のA棟36戸、共栄団地1号棟40校及び3号棟50戸で併せて3棟126戸であります。

エレベーターの設置率については、戸数割合で38%となっております。

次に、輪厚団地におけるエレベーター設置や外壁塗装、屋上防水工事のために、今年度、実施設計を進めております。

次に、市営住宅の駐車場の台数及び利用率であります。輪厚団地は85台の駐車場があり、利用台数は66台で利用率77%、共栄団地は100台の駐車場があり、利用台数67台で利用率67%、西の里団地は30台の駐車場があり、利用台数27台で利用率90%、輪厚団地は30台の駐車場があり、そのうち利用台数20台で利用率60%、66%となっております。全体では、245台の駐車場のうち、利用台数は179台で、利用率73%となっております。

桜井副委員長

藤田委員。

藤田委員

輪厚の市営住宅のエレベーターは、現在、設計等を行っている状態で順調にいけば、輪厚道営住宅のエレベーターの設置はいつ頃完成を見込んでいるのかお聞きします。

次に、市営住宅の駐車場ですけれども、説明を受けた中では100%満車になっているような駐車場はないということで、先日、千歳市議会議員と意見交換をしたときに、千歳市でこの市営住宅の中で高齢化が進み、本市と同じく、駐車場の空きが目立ってきたという中で、駐車場においては停めている場所によっては自分の入り口から遠い方もいらっしゃるということで、高齢者の方が駐車場から自分の建物の玄関まで行くのに買物等の重い

荷物を持って大変だということで、入り口近くに移動してほしいという要望があり、千歳市は認めるとしたそうです。

当市も恐らく今後は市営住宅の駐車場空きがだんだん増えると予想もされますけれども、千歳市のような、利用者が自分の建物の近くの入り口に駐車場を移してほしいというような要望あった場合、どのような対応をするのかお聞きします。

桜井副委員長

吉岡課長。

吉岡建築課長

輪厚団地のエレベーターの設置についてですが、今年度、実施設計をしまして、来年度着工する予定でございます。

次に、市営住宅の駐車場の場所の変更についてであります。今後、高齢などで歩行困難となった場合など契約場所よりも、入り口付近に変更してほしいという要望に対しては、空きがあれば可能です。

桜井副委員長

以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに、質疑はございませんか。

島崎委員。

島崎委員

都市整備の南9号線の道路改築事業について報告書については53ページの1番下になります。

南9号線の道路改築事業について、説明のところで交付金の査定結果を受け、未実施になっておりますが、これは補助金が下りなくて、整備が出来ないということだと思いますが、私の記憶であれば、東の里の遊水地の築堤、整備などということに関わって、平成20年の最初の頃から、議会の各議員が議論されてきていると思いますが、ここをやるとなったときに、以前の議事録を拾っていますけれども、ここは市としてきちんと整備すると話していた記憶があります。

この補助金足りなくて出来ないから、ずっとやらないのか、現在、除雪というところで東の里の遊水池を使っていますけれども、そこは、子どもたちの野球やサッカーなどスポーツする場所という計画がございます。

ボールパークの中を運動公園としての在り方として現在やっていますが、遊水地もあるし、緑葉公園もということで、少し移行してきていると思いますが、基をたせば、1番最初、ボールパークの前からやろうとしている事業です。

10年以上もこの状況になりますが、市道整備をやれないから、結果的にそこに歩いていく道などを確保できない、安全性も確保できないという部分もあるかもしれませんが、これをやらないから東の里の遊水地は手つかずで、やらないということになるのでしょうか。市の単費でもやる気があるのでしょうか。現在、未実施ということで終わっていますけれども、この辺について分かる範囲でご説明をいただきたいと思います。

桜井副委員長

新田建設部長。

新田建設部長

南9号線の改築事業につきましては、現在、一部委託ですとかは進んでおりますけれども、実際工事に着手出

来ていないという状況でございます。

工事に当たりましては、財源として、やはり交付金を基本として考えていきたいと考えております。

また、遊水地の利活用とのリンクといいますか、そのようなスケジュール感も合わせた中で、今後、交付金の要望ですとか中身など何かほかの手法がないかも含めて、早期に着手できるよう努めてまいりたいと考えております。

桜井副委員長

ほかに通告以外はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、**都市計画費の下水道事業費を除く土木費** の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時35分 再開

桜井副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、総務費の**総務管理費の防災費のうち、防災食育センター整備事業、教育総務費の教育振興費のうち、幼稚園就園準備準備支援事業、幼稚園協会連携事業、幼稚園振興事業除く教育費** の質疑を行います。

桜井副委員長

滝委員。

滝委員

成人式開催事業について、決算書224から225ページ、報告書は35ページです。

事業費の51万3,000円の内訳内容についてお伺いします。

また、今年の1月は2年分の成人式が2部制で開催されておりますが、来年の開催についてはどのように行われる予定なのかお伺いします。

桜井副委員長

渡辺社会教育課長。

渡辺社会教育課長

成人式開催事業の事業費決算額51万3,000円の内訳につきましては、成人式の記念品に12万1,000円。成人代表者、映像出演者など、式典関係にご協力いただいた方への謝礼として9万円、成人式映像作成の委託料として4万6,000円。そのほか、式典プログラム等の印刷製本費ほか、式典に使用する消耗品、案内状発送のための郵便料として25万6,000円となっております。

令和5年度は20歳の集いと名称を変更し、芸術文化ホールにて、令和5年1月8日に二部制で開催することとし、準備を進めているところであります。

桜井副委員長

滝委員。

滝委員

まず事業費、成人式の記念品 12万1,000円は5年の記念品なのか分からないのですけれども、予算額が減っていますが、来年の記念品は何かをお伺いします。

次に、来年は芸術文化ホールにて開催されるということでしたけれども、令和6年以降の開催についてはどのように考えられているのか、併せてお伺いします。

桜井副委員長

渡辺課長。

渡辺社会教育課長

令和4年1月に実施いたしました成人式の記念品はボールペンでしたが、令和5年の20歳の集いにつきましては、記念品の予定はないところであります。

次に、令和6年以降の「はたちのつどい」につきましては、北海道ボールパークでの開催を現在検討しております。

桜井副委員長

滝委員。

滝委員

令和6年度は北海道ボールパークでの開催が検討されているということで、成人される方は大変、楽しみかと思えますが、千葉県の浦安市のディズニーランドで開催され、成人式の参加者がすごく増えたと伺っていますので、それはとても良いことだと思います。

ただ、令和5年度の「はたちのつどい」は記念品もなく、また、芸術文化ホールの開催とのこともあり、令和6年度との差がありすぎるのかと思えますが、予算もないので記念品というのは難しいと思えますけれども、例えばボールパークの入場券、それが無理であれば、成人式というのは地元愛のすばらしさを認識する場でもありますので、駅通所の入場券ですとか、そのようなことも検討されてはと思いますのでよろしくお願いします。

これは要望です。

桜井副委員長

ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員

不登校いじめ対策教育相談事業、決算書 236 から 239 ページ、報告書が 36 ページです。

不登校児童生徒数は令和2年度に続き令和3年度 85 人と横ばいでした。

その一方で、みらい塾の通級児童生徒数の推移についてお尋ねします。

桜井副委員長

澤井教育支援課長。

澤井教育支援課長

みらい塾の通級児童生徒数の推移についてでございますが、令和元年度が 25 人、令和 2 年度が 22 人、令和 3 年度が 18 人となっております。

桜井副委員長

人見委員。

人見委員

不登校、生徒数の児童数は変わっていないのですが、みらい塾に通っている生徒数が少ないということが少し懸念されます。

みらい塾に通っていない生徒、例えば、令和 3 年度ですと現在 18 人ということということは、67 名がみらい塾に通っていないことになりませんが、このような生徒児童に対して、どのようなつながりを行っているのかお尋ねします。

桜井副委員長

澤井教育支援課長。

澤井教育支援課長

みらい塾に通っていない児童生徒等のつながりについてであります。不登校児童生徒の 1 人、1 人の状況に応じまして、子どもサポートセンター相談員による教育相談につなげているほか、訪問型の支援を行っております。

また、相談員による教育相談や訪問型の支援につなげていない児童、生徒につきましては、在籍校におきまして、1 週間 1 回程度、学校だよりや学習プリントを届けるなど、児童生徒の一人一人の実態に応じて、関わりを深めるよう取組むとともに、ICT等を活用した事業のオンライン配信なども実施しております。

桜井副委員長

人見委員。

人見委員

中学生という多感な時期ですけれども、今後のことについて、生徒さんの人生というものがあります。

現在、67 名がみらい塾に通っていないということですが、全ての 67 名に対して接点を持っているのかお聞きいたします。

中川委員

澤井課長

澤井教育支援課長

67 人全てに対してアプローチですが、教育委員会でアプローチしているところにつきましては、子どもサポート相談員による教育相談、また、訪問型の支援を行っている方に対して、教育委員会としてアプローチしております。

そのほかの児童生徒につきましても、必ず在籍校で子どもの社会的な自立を目指して関わりを深めるような取組を行っているところであります。

桜井副委員長

青木委員。

青木委員

まず、心の教室相談事業、決算書 239 ページ、報告書は 37 ページになります。

まず、前年度と比較して相談件数や相談内容等の変化なり特徴といったもの、見解についてお伺いをしたいと思います。

次に、地域に根差した特色ある学校教育推進事業ですが、報告書 30 ページのみとなりますけれども、予算では 7 万 6,000 円が計上されていますが、決算がゼロとなっております資料等を見ましてもその理由が見当たらないので、まずこのゼロになった理由についてお尋ねいたします。

桜井副委員長

澤井課長。

澤井教育支援課長

心の教室相談事業におけます、前年度との相談件数、相談内容等の変化や特徴についてであります、令和 2 年度の相談人数は、小学生が 186 人、中学生が 313 人、合計 499 人となっております。

令和 3 年度の相談人数についてであります、小学生が 356 人、中学生 417 人、合計 827 人となっております、令和 2 年度と比較いたしますと、約 1.65 倍増加しているところであります。

相談人数の増加の主な要因についてであります、コロナ禍により悩みやストレスを抱える児童生徒が増加している傾向を踏まえ、心の教室相談員の配置時間数を増加したことにより、相談環境の充実が図られたことが要因の一つと考えております。

相談内容ですが、特に多いのが、友人関係、不登校への対応、親子関係、学業進路となっており、これらの相談内容の傾向は前年度と同様と捉えております。

桜井副委員長

花田学校教育課長。

花田学校教育課長

地域に根差した、特色ある学校教育推進事業の決算額についてであります、新型コロナウイルスの感染拡大の予防のため、通常対面での開催であったものが、オンライン開催や書面開催となったことにより、旅費及び需用費が発生しなかったことにより、決算額がゼロとなったところであります。

桜井副委員長

青木委員。

青木委員

心の教室相談事業ですけれども、相談員の配置時間数を増やしたというご答弁でしたけれども、具体的にはどのくらい増えたのかお示しいただければと思います。

次に地域に根差した特色ある学校教育推進事業ですけれども、ほかの項目でも決算額はゼロということですが必ず、その理由が資料には説明欄に書いてあります。

なぜ、書かれなかったのか何か理由があれば教えてください。

桜井副委員長

澤井課長。

澤井教育支援課長

心の教室相談員の配置時間数の増についてであります。コロナ前は1校当たり420時間としていたものを1校当たり600時間に増やしたものでございます。

この増加に伴い、心の教室相談員の1週間の配置日数が1日増えたり、在校時間が増えることによって、児童生徒が相談したい時に相談できる環境の充実が図られたものと考えております。

中川委員

花田課長。

花田学校教育課長

決算額の説明欄の記載についてですけれども、特に理由はございませんので、今後、きちんと説明するように努めてまいりたいと思います。

桜井副委員長

時間の関係もあるので、1件2件の方をちょっと優先したいと思いますが、ほかにございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

まず、236ページから239ページ、報告する昭和36ページの不登校いじめ対策教育相談事業について伺います。

決算額は約1,183万9,000円ということで、資料に掲載があります。

こちらは、不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立を支援するということで、各種施策が取り組まれています。

それから、不登校児童生徒の解消と未然防止ということで、相談員の配置などへと取り組まれています。児童生徒及びその保護者を対象にした相談、支援というところでお聞きしたいと思います。

児童生徒保護者からの相談対応状況について伺います。相談内容は保護者を含めて支援者の方もいるのかもしれませんが、その相談の傾向と対応状況についてと、児童生徒からの相談の傾向と対応状況、それぞれについて、主なものを伺います。

次に、図書館フィールドネット連携事業について伺います。

237ページ、報告書は41ページで決算額は60万円となっています。交付されたものによる活動内容についてボランティア団体で構成している、フィールドネット運営委員会に対する支援ということで、コロナ前の予算、決算額はずっと150万円だったと記憶しています。昨年度の活用内容について伺います。

桜井副委員長

澤井課長。

澤井教育支援課長

不登校いじめ対策教育相談事業におけます相談対応の状況についてであります。児童生徒や保護者、教職員の悩みの内容やケースに応じて専門的に対応するため、子どもサポートセンター相談員、スクールカウンセラー、

スクールソーシャルワーカーを配置しているところであり、子どもサポートセンター相談員への相談件数が 381 件、スクールカウンセラーへの相談件数が 713 件、スクールソーシャルワーカーへの相談件数が 269 件となっております。

子どもサポートセンター相談員への相談の内訳でございますが、保護者や教職員等からの相談は全体の 77%、児童生徒からの相談につきましては 23%となっており、相談内容の多くは不登校に関するものとなっております。

また、スクールカウンセラーへの相談の内訳でございますが、保護者や教職員等からの相談件数は 63%、児童生徒からの相談は 37%となっており、相談内容の多くが不登校に関するものが 48%となっており、約半数を占める割合でございますが、そのほかにも、心身の健康に関すること、発達の障害に関すること、友人関係などが続いているところです。

スクールソーシャルワーカーへの相談の内訳でございますが、校舎や教職員等からの相談件数は、全体の 78%、児童生徒からの相談は 22%となっているところであり、相談内容は、発達の障害に関すること、不登校、家庭環境、学業、進路、友人関係などの理由が高い状況になっています。

桜井副委員長

笹森文化課長。

笹森文化課長

図書館フィールドネットワークの関係につきまして、ご答弁させていただきます。

主な活動内容につきましては、令和 3 年度は臨時休館などもあり各地区におきまして来場者を広く集めるような事業を中止したところであります。

参集型で行ったのは、北広島市図書館で行われました読書まつりのみとなっております。

また、参集せずにできる、調べるコンクールですとか、POP コンテストなどのほか通年で実施した事業を含めて昨年度は 11 事業という結果になっております。

桜井副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

不登校いじめ対策教育については詳細な報告を理解いたしました。

思っていたより、大人向けといいますが、教職員や保護者の方からの相談が多く占めていると思いました。

それでは、不登校状態となっている児童・生徒等について、その地域別、地区別ではどのような状況か伺いたいと思います。

もう 1 点、本市内では、近隣市では不登校の子どもを持つ保護者の方たちによる親の会などがありますが、本市には現時点ないと認識していますが、保護者同士が日頃の不安や悩み等を共有してつながる機会を教育委員会主導で取り組むことをこの間、市民ネットでも提案してきました。

保護者を対象とする懇談等が開催されてきているということも認識していますが、その開催内容と参加状況などについて説明をお願いします。

図書館フィールドネット連携事業についてですが、活用の内容と臨時休館などの状況があったということも、理解いたしました。

このフィールドネット連携事業の中での交付金について、過去のこれまでの予算決算委員会等でも確認していますが、金額の算定に当たって、各団体への説明や理解のきちんと合意がされて行われてきているものと思いますが、確認の意味でもう一度伺いたいと思います。

桜井副委員長

澤井課長。

澤井教育支援課長

1点目、不登校児童生徒の地域別の状況についてであります。令和3年度の不登校児童生徒数は85人となっております。地域別の割合は、東部地区が26%、西部地区が12%、大曲地区が22%、西の里地区が18%、北広島団地地区が22%となっているところでございます。

次に、不登校の保護者同士がつながる機会の提供についてであります。不登校の悩みを抱える保護者や、その支援者を対象にいたしまして、学期ごとに、保護者交流会を開催しているところであり、おおむね20人程度の方にご参加いただいているところでございます。

桜井副委員長

笹森課長。

笹森文化課長

フィールドネットですが、打合せ時に予算時に団体とも打合せを行いまして、額を確定しているという部分がありますので、予算内での事業実施率ということになります。

中川委員

澤井課長。

澤井教育支援課長

保護者交流会の内容についてでありますけれども、保護者が不登校の子どもも育ててきた保護者の経験談を共有するなど、悩みの解消に向けて1人じゃないと思ひ合えるような懇談会の内容となっております。

桜井副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

懇談会は開催されたことで、保護者の方のいろいろと精神面の心の面の負担の軽減もすごく図られているのではないかと思います。今後も継続していくことということでいいのでしょうか。

相談機能の連携、庁内連携というところで、再質問しますが、今年度、市では子ども家庭に関する悩みや困り事をサポートする窓口として、市役所の2階に福祉課の並びに、福祉総合相談室というのが開設されています。

私も地域の中で日々の活動の中で、小学生や中学生のお子さんがある保護者の方と接する機会がありますが、その中で、子ども同士のトラブルが不登校の原因として多いということが、質疑の中でもお答えいただいています。やはり、子ども同士のトラブルから学校に行けなくなったというケースが相談として寄せられて、福祉総合相談室に取り継いだケースがありました。

その際、保護者の方からは、友達の仲直りをしたというよりも、子どもの心を守りたいということで心療内科情報を1番に求められていました。

福祉総合相談室にすぐに掛け合って、そこでは、札幌市の子ども心のコンシェルジュという事業を紹介していただいて、近隣の市町村からも、紹介することが可能だということで、スムーズな受診につなげることが出来

て、現在、そのお子さんは元気に登校することが出来たという経過があります。

このようなことから、不登校いじめ対策教育相談において、福祉相談総合相談室を初めとする庁内の相談機関との連携によって、不登校いじめ対策も含めた体制の強化が図られていくのではと考えます。

今年度、取り組まれていること、また、今後の相談体制の拡充に向けての見解を伺いたと思います。

それから、フィールドネットの助成金ですけれども、1番初めに、過去はコロナ前の名前の予算決算が150万円だったというところがありますが、これからいろいろな活動が少しずつ元の通りになる、または、社会状況に応じた活動が展開されていくという中で、物価の高騰という今の状況を踏まえますと、活動運営費における負担増加というのは、いろいろな活動が増えていくとともに、見込まれるのではないかと推察します。そうした状況に対する交付金の増額もきちんと対応していただきたいと考えますが見解を伺います。

桜井副委員長

澤井課長。

澤井教育支援課長

保護者交流会の今後の継続についてであります。保護者交流会の開催によって、今の悩みを抱えている保護者の支援に繋がるのかと考えているところがございます。学期ごとの開催につきまして、継続してまいりたいと考えているところであります。

また、庁内の連携につきましては、福祉総合相談室というところが新しく出来まして、学校現場におきましては相談しやすい環境を整えられたと認識しておりますことから、障がいに関すること、また、家庭の環境に関することなどを含め、専門的な相談ができるような体制になっているかと考えておりますので、積極的な連携を進めてまいりたいと考えております。

桜井副委員長

笹森文化課長。

笹森課長

団体との打合せ等を行いまして必要な部分、元に戻す分を含めましてですね検討してまいりたいと考えております。

桜井副委員長

教育費の質疑途中ですが、ここで午前中の審議を得て、午後1時まで昼食休憩といたします。

午前の部終了

午後12時01分 休憩

午後1時00分 再開

中川委員長

休憩を休憩を解き再開いたします。

永井委員。

永井委員

学校教育関係について伺います。

まず、決算書 208 ページ、報告書 30 ページの外国語指導助手活用事業ですが、こちらの A L T の勤務状況などについて伺います。A L T の先生たちも、忙しい業務をこなしているのかと思いますが、本来の業務である指導助手以上の働き方となっていないか実態について伺います。

A L T の雇用や生活などに関わる相談先はどのようになっているのか、また、どのような相談が寄せられているのかについて伺います。

続きまして、決算書 236 ページの心の教室相談事業、相談員の配置時間の時間数を増やしたということが前年度比の増の理由ということでしたが、これ以外にも相談項目数が、大幅に増えているかと思いますが、このことも関連しているのではないのかと思います。項目数を増やしたことで、よりきめ細やかに相談に乗ることが出来ているのではないのかなと思いますが、実態について伺います。

三つ目に、決算書 222 ページからの、部活動指導員制度運用事業について報告書 35 ページです。実績などについて伺います。

現在、大曲で 1 個、派遣されていますが、こちらの成果、評価についてを伺います。また、他校からの派遣の要望などはないのでしょうか。

もし、ありましたらどのように対応しているのか伺います。

最後に、報告書の 30 ページになりますが、先ほどほかに委員からもございましたが、地域に根差した特色ある学校教育推進事業で、決算額ゼロの理由については、今後、私からも重ねて明確に記載するように申し上げます。

そのほかに、副読本と福祉読本の編集作成自体は行われたことと思いますけれども、どのような話合いの内容が行われたのかについて伺います。

中川委員長

花田学校教育課長。

花田学校教育課長

まず、外国語指導助手の勤務内容についてであります。任用の際に職務内容を示してありまして、小中学校における外国語授業等の補助をメインに、小学校における外国語活動等の補助、外国語教材作成の補助、外国語担当教員等に対する現職研修の補助、特別活動や部活動等への協力、外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供、外国語スピーチコンテストへの協力、地域における国際交流活動への協力、その他、所属長または校長が必要と認める職務と定めており、この範囲で業務を行っていただいているところであります。

続きまして、雇用や生活等に係る相談ということですが、外国語指導助手の相談先についてですが、市の会計年度任用職員でありますことから、何か相談があれば、学校教育課で対応しているところであります。

そのほか、外国青年招致事業による指導助手につきましては、自治体国際化協会が提供しているメンタルヘルスサポート等の相談を活用しているところであります。実際に相談があったかということですが、来日した際に銀行口座などの手続などの相談や印鑑の作成などの相談が寄せられております。

続きまして、部活動指導員制度につきましてはモデル校以外からの派遣要望につきましては現在、配置している大曲中学校の時 3 校からの配置要望があります。

また、他校への派遣につきましては現在の導入効果として、部活動顧問である教員の負担軽減にもつながっていることから、今後、追加配置についても検討していきたいと考えております。

続きまして、小学校副読本、社会科副読本及び福祉読本の編集についてですけれども、令和3年度は令和2年度に改定した副読本の使用感や指導方法の共有、指導案の作成等について取り組んだところであります。

今後につきましては令和5年度中に改定を行い、令和6年度から改定後の副読本を使用しての指導に向けて、小学校社会科副読本及び福祉旅行の課題の洗い出しや返信について、協議を進めていく予定となっております。

中川委員長

澤井教育支援課長。

澤井教育支援課長

心の教室相談事業におけます相談件数の増加の理由についてであります。子どもたちの抱える悩みやストレスの内容を広く周知し、保護者や様々な関係団体と課題を共有しながら、一体的に支える観点で令和3年度に係る統計数字から、従前の相談内容5項目から13項目に増やしたところであり、実際の相談できる内容につきましては、従前と変わっていないところでございます。

子どもたちの抱える悩みは、特定の一つだけでなく、複数の項目にまたがって悩んでいる傾向が多いことから、前年度と比較いたしますと、相談件数は1.9倍というような増加になっているところでございますが、実際の相談人数の推移では、令和3年度の相談件数827人に対しまして、令和2年度は499人であり、およそ1.65倍の増加となっているところでございます。

相談人数の主な要因についてであります。配置時間数以外の要因といたしましては、やはり、いつでも相談できる環境というのが整えられたことによって、なかなか教室に入れないお子さんが、一度、心の教室相談室に入って落ちついてから教室に入るなどの環境が整備されたことによって、相談件数が増加していると考えているところでございます。

中川委員長

永井委員。

永井委員

まず、心の教室相談事業ですが、市の北広島の教育を見ましても、やはり項目が増えているということで、子どもたちも、明確に自分で考えてピンポイントで相談したいことを相談出来ているのかと思います。

相談内容と少しコアなところになりますが、性の悩みについて、小学校と中学校合わせて4人の相談、また、保護者からも2人の相談件数があったということで、小学校6年生から中学校1年生ということなので、自分の心身の変化とかの相談があったのかと思います。

例えば性の悩み、ジェンダーの悩みにも絡んでくるかと思いますが、それについて心の相談員では、どのようなアドバイスをされているのでしょうか。

心の相談員で、難しいようであれば関係機関につなげるなどの対応などもされているのか伺います。

また、虐待のところですが、子どもたち自身からということだと思いますが、小学校の3年生と6年生から、相談があったという件数が記載されております。こちら、子どもたちから虐待の相談を受けた場合の心の教室相談員の対応はどのようにされているのか、お話しできる範囲で構いませんのでお知らせください。

部活動指導員は、大曲以外の3校から派遣要望があるということで、こちらは、今後の話になりますけれども導入していただきたいと思っております。

現在、大曲でプロの方が指導を受けられるということを実施しているということで、子どもたちにとっても良い経験になっているのではないのかと思いますが、財政面も絡んでくるのでしょうかけれども、今後の派遣要望のある他校への派遣導入についての見解、検討はどのようにされているのか伺います。

外国語指導助手ですけれども、先ほど課長から説明がありました中で、業務内容として特別活動や部活動などへの協力ということも挙げられておりましたが、こちらも部活動や特別活動にもALTの先生の方が参加されていますが、具体的にどのような形で、助手として、業務をこなしているのでしょうか。

例えば、市の試合などで、相手方に外国籍の選手がいた場合に通訳的なことをされているのかとか、詳しく教えてください。

中川委員長

澤井課長。

澤井教育支援課長

心の教室相談員への性の悩みへの対応についてであります。まず、心の教室相談員は子どもたちの話を気軽に聞けるというような目的を主として配置しているところであります。早期発見、早期対応につなげる役割として配置しているところであります。

そのような意味合いから、子どもから性の悩みの相談があった場合は成長過程において、「そのように悩む時期があつていい」ということをしっかりお伝えするとともに、例えば制服で悩んでいるお子さんがいらっしゃったりした場合は、学校の先生につなぐだとか、あとカウンセラーにつなぐだとか、そのような役割を果たしていただいているというところであります。

虐待の対応につきましても同様でございます。虐待の1番目の相談、ほかの先生に相談していない内容であれば、学校の先生にしっかりと橋渡しをするというような役割を果たしているところであります。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

部活動指導員の拡大という件についてでありますけれども、先ほど言われたように財源の問題もございますが、希望する部活のところですね、指導員がうまくマッチングできるかという部分もございまして、午後の3時間の間という部分なども、いろいろとハードルがございましてその辺がうまくマッチングできれば、増額の要望をしていきたいと考えているところであります。

続きまして、職務ということですが、先ほど答弁した内容は自治体国際化協会の外国青年招致事業における業務内容となっております。こちら一般的には先ほど言われた部活動ですとかはまれなケースになっております。メインは授業補助となっております。

中川委員長

永井委員。

永井委員

部活動指導員の件について、指導員と希望する部活とそれに適材した指導員とのマッチングがなかなか難しいということですが、市内には、それぞれ、スポーツを盛んにされている方だとか、もともと学校の運動部の顧問だった先生のOB、OGの方とかもいらっしゃると思いますし、ぜひ、そのような方々との、アプローチをとって、市教委としても部活動指導員の拡充といいますか、そちらのほうに、努力をしていただきたいと思います。これは今後、予算要望とかの中でも取上げていきたいと思います。答弁は要らないです。

中川委員長

ほかにございませんか。

木村委員。

木村委員

最初に、学校教育相談員活用事業について、決算書 206 から 209 ページ、主な施策の報告書は 29 ページです。その中の学校教育相談員活用事業での説明のところを見ますと、学校訪問の回数が 32 回で前年度と同数ですけれども、決まっているのかお伺いします。

また、どのような効果が出ているのかも併せて伺います。

次に、外国語指導助手活用事業、208 ページから 213 ページ、報告書は 30 ページですけれども、指導助手の人数が前年度と比較して 1 名減っていますが、どのようなことが理由なのかお伺いします。

次に、市民スポーツ活動推進事業、241 ページ、報告書は 38 ページです。その中のゴロッケーについて、お伺いします。このゴロッケーというのは、市発祥のスポーツですけれども、ゴロッケーをする競技人口を増やす取組はしないのかお伺いします。また、ゴロッケー場の整備を行わないのかお伺いします。

最後に、体育施設管理費であります。決算書が 242 ページから 243 ページ、住民プールについてお伺いします。市内 6 か所に住民プールがありますけれども、老朽化しております。私の近くにも白樺プールがありますが、外壁の塗装が剥がれてしまっていたりして、かなり老朽化しておりますが、今後、改修及び修繕の計画があるのかお伺いします。

中川委員長

花田学校教育課長。

花田学校教育課長

学校教育相談員活用事業についてであります。学校訪問の回数につきましては、陽香分校を含む小学校 9 校、中学校 7 校の 16 校に対し、定期的に 2 回ずつ訪問した実績になっております。

また、このほかにも必要に応じて、石狩教育局職員とともに訪問を行っております。

効果につきましては、経験豊富な退職校長である指導主事が、全道的な課題である学力向上や不登校等の課題について、学校の現状を踏まえた上で、的確な指導助言を行っているところであります。

また、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、小中一貫教育の視点から 9 年間を見通した教育課程の編成について、専門的知見により指導、助言を行っており、学校経営運営の一助となっているところであります。

続きまして、外国語指導助手の人数についてであります。令和 2 年度につきましては、当初は定員の 7 名体制でスタートしたところですが、コロナ禍の影響により、任期を延長せず、年度途中で 3 名が帰国した後、代わりの指導助手は、1 名のみ来日となったことにより、累計の人数としまして 8 名となったところであります。

令和 3 年度につきましては、4 月当初、5 名体制で指導しておりましたが、コロナ禍の状況で来日が遅れていた 2 名が加わり、累計で定数の 7 名となったところであります。

中川委員長

渡辺課長。

渡辺社会教育課長

市民スポーツ活動推進事業及び体育施設管理費の環境の件のゴロッケーについてであります。市民スポーツ

活動推進事業として北広島市ゴロッケー協会との共催でゴロッケー大会を本年9月10日に実施し、約40名の参加がございました。

このほか、屋内でのスポーツ活動で制限される冬季間においては、総合体育館や地区体育館等を開放し、地域住民が自由にゴロッケーなどを行う場を造るなどで、市民の体力、健康づくりのサポートを行うため、冬季健康づくりの事業を行っているところであります。

ゴロッケー場の整備につきましては、利用されているゴロッケーコースが市内に6箇所あり、総合体育館コースについては、指定管理業者が草刈り、中央公民館コースにつきましては、年4回、委託業者による草刈りが行っているところであります。

また、輪厚コースにつきましては、駐車場からゴロッケーコースまでは、草刈り業務委託で行い、コース内の草刈りは老人会で行っていただいておりますが、現在、利用者が減少していることから、令和4年度につきましては、草刈りをしなかったところであります。

このほか、北広公園コース、南町公園コース、竹葉コースにつきましては、建設部の所管により指定管理者にて草刈りが行われているところであります。

今後も所管にしているゴロッケーコースにつきましては、利用状況を踏まえ、適切に維持管理してまいりたいと考えております。

続きまして、体育施設の住民プールについてであります。市内6箇所の住民プールの現状は、緑葉公園プールにつきましては、昭和58年に開設し39年が経過しており、管理棟、プール槽及びボイラー等の老朽が著しく、現在、休止しているところであります。

西の里住民プールにつきましては、昭和57年に開設し、40年が経過しており、管理棟、屋根の老朽が激しく、現時点では利用が出来ない状況であることから休止しているところであります。

そのほか、東部住民プール、大曲住民プール、西部住民プール、白樺プールにつきましては必要な修繕を行いつつ、今年度、使用したところであります。

改修及び修繕の計画についてでありますけれども、平成28年6月に北広島市公共施設等総合管理計画を策定し公共施設の適正管理に向けた基本方針等を定めたとところであります。それらの基本方針等に基づき、スポーツ施設については、戦略的な維持管理、更新等を推進することを目的として、令和3年にスポーツ施設個別施設計画を作成したところであります。

修繕につきましては、この計画に基づき行っていくところでありますが、プール以外に老朽化している公共スポーツ施設の状況を踏まえ、総合的に判断し、他のスポーツ施設の在り方を含め検討を行っていきたいと考えております。

中川委員長

木村委員。

木村委員

学校教育相談員活用事業と外国語指導助手活用事業については、再質問は行いません。

ゴロッケーですけれども、今、年1回、ゴロッケーの選抜大会を行っていることと、冬季間は総合体育館などを開放して、住民がゴロッケー等を行う場を造っているということですが、やはり、見た段階では、競技されている方も高齢化が進んで、以前と比べるとパークゴルフなどいろいろありますのでゴロッケーの競技人口が減少していると思われれます。

市発祥のスポーツなので、競技人口を減らさないために、例えば小学校などでゴロッケーを体育の授業で取り組むことは出来ないのかお伺いします。

次に、プールに関してはスポーツ施設計画を策定し、今後、プールだけではなく、いろいろな、スポーツ施設

の中で優先順位とか本当に大変なところから、改善すると思いますけれども、プールはかなり老朽化して、現在、休止している施設もありますけれども、やはり、小学校などに体育の授業の中で、例えば水泳するとき、やはり安全で安心して使えるように、早い段階で修繕を行っていただきたいと思います。

プールに関しては要望します。

中川委員長

吉田教育部長。

吉田教育部長

ゴロッキーの学校での取組についてですが、体育の授業に学習指導要領に示された、ゴール型、ネット型、ベースボール型、3 領域において実施されております。

ゴール型ではサッカー、ネット型ではソフトバレー、ベースボール型ではソフトボール、このような事例に沿った形で授業を実施されているところでございます。

ゴロッキーはゴルフ型と言われておりますけれども、このようなものについては、学習指導要領の中には含まれていないところでございますが、クラスレクや親子レクなどで、屋外、室内のゴロッキーの活用例もございませうことから、ゴロッキーの歴史、魅力、さらには、ルール、用具の貸出しなどを、学校の様々な場面で活用していただけるように、しっかりと情報提供をに努めてまいりたいと考えております。

中川委員長

木村委員。

木村委員

ゴロッキーに関しては市発祥のスポーツなので、絶やさないようにしっかり取り組んでいただきたいと思いません。

中川委員長

ほかにございませんか。

島崎委員。

島崎委員

英語検定支援事業について、213 ページの 30 ページ、それから、小中一貫教育推進事業について 209 ページの 29 ページ、生徒の通学費支援事業について通告してございましたけれども、先に担当課長と打合せしてした内容をある程度、把握して要望を伝えましたのでこれについては取下げます。2 点についてお伺いをします。

まず、英語検定支援事業についてけれども、4,000 円を上限に 2 分の 1 の額、1 年に 1 回の助成だったと思いませんが、これの中身について小中学生の 3 年の実績等についてお伺いしたいと思います。

もう一つ、小中一貫教育推進事業についてですけれども、これは、全国サミットということとは別のきたひろ夢ノートについてお伺いをしたのですけれども、当初から導入の経緯だとか、昨今の効果の検証、生徒の感想も含めて、今後も継続していくのかをお伺いしたいと思います。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

英語検定支援事業の実績についてですけれども、令和3年度の級別の実績としましては、英検2級が6件で助成額2万円、準2級が24件で助成額は7万300円、3級が99件で助成額は25万1,700円、4級が78件で助成額は10万9,200円、5級が56件で助成額は6万9,200円、ケンブリッジ英語検定が3件で助成額1万600円となっております。

また、学年別の実績としましては、小学校3年生が6件で助成額8,000円、小学校4年生が8件で助成額1万1,800円、小学校5年生が12件で助成額2万2,400円、小学校6年生が28件で助成額4万100円、中学校1年生が63件で助成額9万9,200円、中学校2年生が78件で助成額15万9,600円、中学3年生が71件で助成額、18万9,900円となっております。

続きまして、きたひろ夢ノートについてですが、自分の夢に向かって挑戦していく過程を自分で記録し、その歩みを振り返るための記録ノートであり、児童生徒の挑戦する心や社会性の育成、ふるさと意識の醸成を目指し、その中で、自分自身の成長を確かめながら、自己有用感を高め、夢や希望を持ちそれに向かって挑戦していくための手だてとして、平成27年度から活用しております。

児童生徒が将来、社会の一員として自立するために、夢につながる協力、自信、挑戦、選択の四つの視点から、自分の活動を振り返り、記録することで、主体的に学びに向かう力を育み、自己表現の基盤となる能力を育むことに役立っているところと考えております。

さらに、担任や保護者からのコメント欄もあり、児童生徒の成長を共有し後押しすることにもつながっております。

こちらは令和5年に改定をする予定となっておりますので、現在、それに向かって編集作業を進めているところであります。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

まず、英語検定ですが結構要望して始まったものだとは認識しておりますけれども、この補助制度があることを学校の先生も知らない方が多いです。

管内の先生ですから石狩管内で異動しており分からない先生も多く、市の制度を十分、周知されていないのか、先生方によって温度差があるのではないかと感じております。学校によっても温度差があるようなことを、いくつか聞きましたので、しっかりと周知をしていただいて、本市に、このような制度があるので、小学校のやはり中で外国語っていうことが入ってきていますので、家庭によっては外国語教育を一生懸命やらせている親もいますし、中学校になれば当然、受験科目になりますので、私立学校の場合は英語検定の何級かをとってれば、例えば授業料の減免などの制度というの学校独自の制度があります。

そのようなことを生かしながら、進学をして行くという過程がある中で英語検定などはありますけれども、そのようなものを積極的に子どもたちに周知活用していくためには、先生方に今一度、ご教示していただきたいということがまず一つ。

それから、小学校がトータルすると54件、中学校が212件かと思いますが、やはりこの辺の件数を上げるというか、積極的に参加意識が学力の向上意識を持たせるために、上限はこれ定めていますでしょうか。ある程度予算があるから、例えば予算内になったら打ち切りということなのか、それとも、積極的に一人、年2回でも上位級にチャレンジしていくということでしたら、予算については幅を持っているかお伺いしたいと思います。

次に、「きたひろ夢ノート」については複数の小中学生に聞き取りしましたが、年に一、二回しか使っていないのではないかということです。

我が家の中学生の息子の指導の計画を見ましたけれども、その計画通りに出来ていないような感じがします。本来、このきたひろしま夢ノートというのは、昔の先生というのは、このようなものを教育委員会から提示しなくても、先生独自でノートを作って、子どもたちの夢や目標設定をやらせていたと思います。

ですから、何でも用意してやれば良いということではないと思いますし、先生達の独自のやり方の中で、夢や目標設定の仕方というのを、このようなノートを作って活用出来てないのであれば、このようなことを指導要領の中に載せながらも、ノートの作り方については学校独自に任せるとか、小学校から中学校に継続して持つていくというやり方はか分かってはいますけれども、活用が出来てないのだったら意味がないと思います。その辺も、管内で動いてくる先生の中で、認識が甘いのではないと言わざるを得ないと思います。そのような実情について、教育委員会でどう把握しているのか、今後、それであっても継続していくのか、それについて、お答えいただきたいと思います。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

英語検定支援事業の教職員に対する制度周知につきましては、教職員人事によりまして、他市から赴任する教職員があり、承知していない場合などがありますので、各学校の管理職を通して、年度当初初や定期的に制度の周知を図っていきたいと考えております。

助成額につきましては4,000円を上限に一人につき年に1回ということで、現在、助成額が定まっているところであります。

例えば、予算を超えて申請があった場合などは、補正など値上げの対応で措置したいということで考えております。

続きまして、「きたひろしま夢ノート」の活用につきましては、各学校で年間活用計画を作成した上で、それを基本に1年間の目標や自分の将来についての見通しを立てて、各学期末に振り返りを行い、反省や次の学級の見通しを持たせる場を設定した後に、年度末に家庭へ持ち帰り、保護者の方々から励ましの言葉を書いてもらうなど、年間の活動に位置づけられ、指導をしているところでありますが、計画とおりに指導が進まないケースもありますので、その際につきましては教育委員会として指導したいと考えております。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

英語検定については承知しました。

積極的に市の予算が補正も組まなければならないというくらい、ALTの先生の関係もありますし、英語について、頑張っただけということであれば、そのような周知をしていただいて制度を使っただけことはやっていただきたいなと思います。

次に、「きたひろしま夢ノート」ですけれども、指導計画はここに手元にいただいておりますが、4月、7月、10月、12月、3月という感じで4か月に1回くらい、12か月のうち、4回ないし5回くらいの学活の時間で活用ノートの回収となっております。

やはり、勉強と違って、こつこつ積み上げることも大事ですけれども、その目標設定の作り方というのは確認しながら先生方とコミュニケーションを取るツールとして使うということは分かりますが、やるのならしっかりやっていただきたいと思います。親としても見えていますし、教員経験者としてもそれは言いたいところでありま

す。

ですから、ノートを改定して作っていくということであれば、しっかりとやっていただきたいと思います。ポールパークが出来て、子どもたちにこれからいろいろなものを見る事が出来る地元になっていく中で、夢や創造を描き立てるために、「きたひろ夢ノート」ということを私は認識しているので、やるのだったらしっかりやらせてほしいと考えますので、ぜひ、学校現場教育でやっている後藤教育部理事からも言っていただきたいと思いますけれども、何かあれば教えていただきたいと思います。

中川委員長

後藤教育部理事。

後藤教育部理事

現在、改定作業を行っているところでありますが、今までは小学校1年生から小学校3年生に夢ノートはなかったのですが、小学校1年生から中学3年生まで続けて使えるようにということで、改定作業をしております。

島崎議員がおっしゃるように指導者の部分で扱いに違いがあるというのは大きな課題だと私も認識しているところであります。

そこで、現在、新しい改定作業をしていく中でも、各校から内容について協議しているところですが、各学校の個人的な意見だけではなく、それを学校に持ち帰って、使い勝手がどうなのかというところの必ず全体で協議して、改定作業を進めているところであります。

少ない人数でのやりとりではなくて、全ての学校職員に協力していただきながら、改定作業をしているということで、ぜひ、私も大きな予算を使って作っているものですから、しっかりと有効活用したいと考えております。

中川委員長

ほかにございませんか。

山本委員。

山本委員

私からは、決算書216から223ページの特別支援教育就学奨励費援助事業です。これは小中学校の両方ですけれども、補助実績はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

次に、208ページから215ページですけれども、児童生徒のための心のケア事業ということで、これについても、様々な方からお話がありましたけれども、相談員の色々な取組によって相談事例が非常に多くなっているということはいいと思います。

問題は相談の内容についてどのような対応をされているのかということ、相談員同士の情報共有、それから相談員と先生方との情報共有というのは具体的にどのように進められているのかお聞きしたいと思います。

次に、不登校いじめ対策教育相談事業で、決算書の236から239ページですが、地区別のみらい塾の通級状況を不登校の状況と合わせて、地区別にお示しいただきたいと思います。

次に、芸術文化ホール運営委員会連携事業、決算書の234ページから235ページですけれども、これは花ホールスタッフ事業とも関連すると思いますが、花ホールのホールスタッフですとか、ホワイエのスタッフなど、いろいろなボランティア事業で非常に多くの方が参加されているのですけれども、逆にギャラリーですとか、それ以外のスタッフというものはどのようなになっているのでしょうか。

実際にその文化祭などを見ていると、ギャラリーの場合は非常に高いところから、展示品を吊るすですとか、天井のライトを取り付けることが展示者の業務になっていますけれども、現在、展示を行っている方々の高齢化

が進んでおりまして、高いところにはしごをかけて作業するというのは、ほぼ難しい状況になってきておりますので、芸術文化ホールのボランティアスタッフが手助けをすべきではないかと思いますが、現状の花ホールの活動室、ギャラリーのボランティアの状況の取組についてお聞かせください。

中川委員長

澤井教育支援課長。

澤井教育支援課長

特別支援教育就学奨励費援助事業における補助実績についてであります。特別支援学級に就学している児童、生徒の学用品費等の一部を援助といたしまして、令和2年度は、小学生32人、中学生10人の合計42人、令和3年度につきましては、小学生29人、中学生10人の合計39人に援助を行ったところであります。

また、校区外から、通級指導教室に通う児童に対して、交通費の援助も行っているところであり、令和2年度は38名、令和3年度は36名の交通費に係る援助を行ったところであります。

一人当たりの援助の額についてであります。通所指導教室の交通費を除き、学用品費等といたしまして、小学生では平均4万1,000円、中学生は平均7万5,000円の援助を行ったところでございます。

続きまして、心の教室相談員への相談内容についてどのように対応しているか、また情報共有についてのご質問でございますが、相談員への対応については、児童生徒が学校の中で、教員以外で身近で相談しやすい状況というところでございますことから、早期に子どもたちの悩みを把握できる機会となっており話を受け止めることで、児童生徒の気持ちの落ちつきにつながっているところであります。

また、心の教室相談員で対応出来ない内容等につきましては、相談内容に応じて学校の先生やスクールカウンセラーなどにつなげるなど早期の対応を図っているところであります。

心の教室相談員との、教職員との連携等についてでございますが、学校内においても相談を受けた心の教室相談員が、学校と連携を図りやすいよう、学校の担当窓口を明確にするとともに、必要に応じて心の教室相談員やスクールカウンセラーも含めた校内組織の中で情報共有、対応、検討を図るよう指導しているところでございます。

また、心の教室相談員と教育委員会との連携についてであります。毎月、相談状況の報告を提出していただくとともに、月に1度、定期的に会議を開催し、情報や課題を共有し必要に応じて学校への指導、助言、福祉などの関係機関につなげる機会を設けているところでございます。

続きまして、不登校児童の実態及び適応指導教室の実態についてでございます。令和3年度の不登校児童生徒数は、小学生29人、中学生56人、合計85人でございます。地域別の割合についてでございますが、先ほどもご答弁いたしましたが、東部地区で26%、西部地区で12%、大曲地区で22%、西の里地区が18%、団地は22%となっております。

次に、適応指導教室の通級状況についてでございますが、小学生3人、中学生15人、合計18人が通級したところです。

通級した児童生徒数における地域別の割合についてでございますが、東部地区が31%、西部地区が6%、大曲地区が25%、西の里地区が13%、北広島団地中が25%となっております。

中川委員長

笹森文化課長。

笹森文化課長

芸術文化ホールですが、活動室やギャラリーにおける事業の実施におきましては、主催者により準備、運営、

現状復帰までをいただいております。展示はその数ですとか、大きさなどで展示方法や照明の位置が変わることがあるから、現在可動式としているところであります。

照明の設置や撤去など一部、職員が手伝いする場面ももちろんございます。

また、花ホールスタッフの会につきましては会則の中で活動の範囲をホール内と定めております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、特別支援教育の就学援助ですけれども、これは一般的な就学援助との関係というのはどのようになっているのか伺います。そのとき、就学援助以外でも就学補助いただけるのかをお聞きしたいと思います。

次に、児童生徒の心のケア事業ですけれども、心の相談室が非常に子どもの第一義的な相談窓口としては非常に効果があるということは分かったのですけれども、ただ、相談員の方々のお話を聞くと、やはり先生との連携がなかなかうまくいかないこともあるので、相談員と先生との連携を円滑にするための取組をしていく必要があるのかお聞きします。また、教育委員会としては、今、月1度行っているとは思いますが、校内組織での情報共有などについて、支援をしていただきたいと思っておりますがその点について伺います。

それから、不登校いじめの問題ですけれども、不登校の問題をお聞きしますと、みらい塾のある東部地域というものは、やはり不登校の割合に比べて、通級している人の割合が非常に強いと思っております。

大曲の方も多いのですけれども、西の里のように遠くなると通級率としては低いです。これは遠いからだと思っておりますが、みらい塾の在り方ですが、現在、東部地区にあります、何らかの形で、ほかの地域にもこのような支援がとれないかと思っておりますが、その点についての見解をお伺いします。

それから、芸術文化ホールの面ですけれども、花ホールスタッフですが一部のギャラリーの状況を見ますと、市の職員の方に手伝っていただき、大変、助かっている面はありますけれども、ほとんどの場合は自分たちでやらなければならないということで、ボランティアを募集して、運営の範囲を広げていく必要があるのではないかとと思っておりますが、そのボランティアの現状を含めてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

中川委員長

澤井課長。

澤井教育支援課長

特別支援教育就学奨励費援助事業と就学援助制度の違いについてであります。就学援助制度が基本、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行っている一方、特別支援教育就学奨励費援助事業につきましては、教育機会均等の趣旨にのっとり、特別支援学級に就学している児童生徒について、その就学に必要な費用の一部の援助を行うことにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的に実施しているものであります。

現状の額の違いについてであります。就学援助制度が原則的には学用品費や給食費等の実費の援助となっているところを、特別支援教育就学奨励費につきましては、基本的には実費の2分の1の援助となっているところでもあります。

また、認定の基準についてであります。就学援助制度が生活保護基準の1.3倍であることに対しまして、特別支援教育就学奨励費につきましては、生活保護基準の2.5倍となっておりますことから、所得条件等により、就学援助の認定にならなかった方で、生活保護基準の2.5倍までの方を対象に援助を行っているところでございます。

続きまして児童生徒の心のケア事業でございます。

生徒や教育相談員等先生とのコンタクトがうまくいっていない事例があるというご指摘でございますが、心の教室相談員が学校内において孤立しないように、しっかりと学校と連携とれるように学校の担当窓口を担当の先生を明確にするような指導を行っているところでありますので、引き続き、学校に指導してまいりたいと考えております。

不登校対策事業に係る今後のみらい塾の在り方についてでございますが、現在のみらい塾におきましても、現在、定員まで余裕がある状況にありますことから、引き続き、通学費の援助制度のご案内や教育相談をしっかりと重ねながら、現在の状況の中に不登校児童生徒の個々の状況に応じて、現在のみらい塾への通所につながるような支援に努めてまいりたいと考えております。

中川委員長

笹森文化課長。

笹森文化課長

現在のスタッフですけれども、令和4年度の時点で今年度36名のスタッフが在籍をしております。数年間で募集をしております、バックヤードツアー、今年度につきましては1月下旬の予定ですが、パンフレットやあらゆる機会でチラシでの売り込み、広報への掲載、ホームページ等で募集のご案内をしております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

特別支援教育の就学補助ですけれども、就学援助をもらっている方は基本的に特別支援教育就学補助は除外されるということでしょうか。それとも、重複して支給されるのでしょうか。

次に心の相談員のことについては分かりました。ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

それから、不登校の件ですけれども、定員があるということですが、私も一度見させていただいたのですけれども、みらい塾にもなかなか通学できないというような方もいらっしゃるの分かります。みらい塾自体に通って来られる方が毎年減ってきているという状況や地域間にばらつきがあるところをしっかりと見る必要があると思います。

特にみらい塾から遠い地域の不登校の方には、個別にその意向を確認してもらうなど、いろいろなことも含めてニーズを把握してもらうということが必要だと思っておりますが、その点について、見解をお伺いしたいと思います。

それから、ボランティアスタッフですけれども、人数が少ないということもありますが、ボランティアの募集の段階から、ギャラリーなども含めて幅広くやっていただく方を募集していただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

中川委員長

澤井課長。

澤井教育支援課長

特別支援教育就学奨励費援助事業と就学援助を重複して受け入れるかにつきましては、就学援助制度におきまして、就学援助を認定されている方につきましては、費用の実費が支給されておりますことから重複はしないことになっております。

続きまして、みらい塾の今後の在り方、児童生徒のニーズの把握等につきましては、みらい塾に通える教育相談を重ねても、なかなか、みらい塾につながらない方が、かなりいらっしゃることから、そのようなお子様をどのように、今後、支援していくかというところになってくると考えているところであります。

通所出来ない子どもたちに対して、訪問型の支援を行ったり、ICTを活用した支援を行ったり、個々の不登校児童生徒のニーズに応じた支援を行ってまいりたいと考えておりますので、引き続きニーズを把握した中での対応に努めてまいりたいと考えております。

中川委員長

笹森文化課長。

笹森文化課長

役員、事務局も含めまして現スタッフの会とのコンセンサスを得ながらいろいろな方法で募集も進めてまいりたいと考えております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

教育振興経費、209 ページ、令和 3 年度の小学校の土曜事業についてお聞きします。

令和 3 年度の実績と児童の登校状況について詳しく説明をお願いします。

それから、社会教育費、225 ページ、レクリエーションについてお聞きします。

令和 3 年度の入場者数はどうだったのか伺います。

また、かねてから、遊具が大分傷んで使えないものがあると聞いておりましたが、遊具の更新に対しては、どの程度の予算が必要なのか認識しているのかお聞きします。

図書館サービス提供事業 237 ページ、まちなか司書の令和 3 年度の事業実績と効果はどうだったのか、ご説明をお願いします。

中川委員長

花田課長。

花田学校教育課長

令和 3 年度の小学校の土曜授業の実績についてであります。陽香分校を除く各小学校で年 4 回実施しており、それぞれの出席状況につきましては、4 月の第 1 回は 2,792 人中 2,695 人の出席で出席率が 96.5%、7 月の第 2 回は 2,795 人中 2,688 人の出席で 96.2%、11 月の第 3 回は 2,813 人中 2,685 人の出席で 95.4%、1 月の第 4 回は 2,800 人中 2,130 人の出席で 76%となっており、最後の 1 月につきましてはコロナ感染の増加が影響し、出席率が低い状況となっております。

中川委員長

渡辺課長。

渡辺社会教育課長

レクリエーションの森の令和3年度の入場者数につきましては7,990名、令和2年度の9,620人と比較いたしますと約1,600人減少しており、分析としまして、令和2年度はコロナ禍で公共施設等の閉鎖などが影響しており、密を避けて野外で活動していた方々が令和3年度は公共施設の閉鎖等が落ちついたことで通常の数字に戻ったことが要因と考えております。

次に、アスレチック遊具の更新についてであります。現時点で想定されている遊具の改修につきまして、かかる費用としまして、おおむね1基300万円となっているところであり、現在改修が必要な遊具は19基ありますことから、遊具の改修だけで約5,700万が必要と想定しており、アスレチックコース内の橋の改修も合わせて必要となりますことから、開放できる状態にするには、さらなる費用が必要と考えております。

中川委員長

笹森課長。

笹森文化課長

まちなか司書の事業実績と効果ですが、ここ2年間につきましてはコロナ禍ということもあり、保育施設への読み聞かせの中止などを制限されることも多くありました。

モデル事業を開始して、保育施設等への家読のためのこつぶの実績などにより読書環境を進めた効果が他地区よりも大曲地区のほうが貸出し冊数の増加等につながっていると考えております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

まず、レクリエーションの森ですけれども、今、更新しなければならない13あるということで、それだけでも約5,700万、橋の改修などをしたら、億の話になるかなと思いますが、今後、ボールパークとレクの森という非常にここをどう連携しながら、いろいろな市外からのお客様を呼び込むなど、重要な場所だと思いますが、そういう意味では、早くここを整備する必要があると考えます。

そういう認識から、今の遊具の数を維持しなければならないのか考えます。

今後、少しずつ交換して何年もかかるくらいであれば、本当に必要な遊具だけに絞って、一気にリニューアルするなどの選択肢、判断もあるかと思いますが、今後の改修やリニューアルの進め方についての見解をお聞きします。

それからまちなか司書に関しては、大曲地区で年々効果が上がっているということで、全市的に拡大を求めるなどの一般質問で出ていますけれども、今後、全市的な拡大についてはどのように考えているのかお聞きします。

中川委員長

渡辺課長。

渡辺社会教育課長

レクリエーションの森の今後の在り方についてであります。2023年の北海道ボールパーク開業に伴い、これまで以上に注目されるものと考えております。北海道ボールパーク開業を機に、新しいレクリエーションの森として、価値や魅力の向上に向け、現在、企画課、財政課、ボールパーク推進課、環境推進課、農政課及びエコミュージアムセンターなどが委員となり、林野庁がオブザーバーとして構成されております管理運営協議会や社会教育委員の会議などで、関係機関、団体、民間事業所等のご意見も賜りながら、また、市民の声も伺いながら、

全体的な在り方について今後も検討して取り組んでまいりたいと考えております。

中川委員長

笹森文化課長。

笹森文化課長

一度に、全市展開を急に行うことは予算の都合上もあるかと思えます。順々地区ごとに進めてまいりたいと考えておるところであります。

中川委員長

通告の人はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で通告による質疑を終わります。

通告以外で質疑のある方いらっしゃいますか。

(「質疑なし」と呼ぶものあり)

以上で総務費の総務管理費の防災費のうち、防災食育センター整備事業、教育総務費の教育振興費のうち、幼稚園就園準備支援事業、幼稚園協会連携事業、幼稚園振興事業を除く教育費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時6分 休憩

午後2時6分 再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、衛生費の保健衛生費の水道事業費、土木費の都市計画費の下水道事業費の質疑のほか、

議案第16号 令和3年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

議案第17号、令和3年度北広島市下水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

1点目、水道事業の決算書の27、28ページと決算意見書が97ページですが、この中で有収率、お金として入ってくる数量が減少していますが、この減少の要因と今後の見通しをどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目、事業外や営業外費用も増額しています。これに関して、今後の見通しをお伺いしたいと思います。

3点目、給水原価が増額しているということで要因についてお示しいただきたいと思えます。

4点目、資本的経費ですけれども、建設改良費について増額している要因と今後の見通し、それから、老朽管の配水管を更新していると思えますが、達成状況と今後の計画、それから、一般会計の繰入金負担金が増額しておりますが、その理由をお示しいただきたいと思えます。

最後に、下水道事業の特別会計ですけれども、下水道の有収率が下がっています。雨水管は別ですが、この減少の要因はどうなのかということと、今後の見通しについてもお聞きしたいと思います。

資本収支ですけれども、建設改良費、これも増額の要因と今後の見通しについてお示しいただきたいと思いま

す。

中川委員長

佐々木水道施設課長。

佐々木水道施設課長

水道事業会計の有収率、建設改良費、老朽管更新についてお答え申し上げます。

有収率の低下要因につきましては、Fビレッジ周辺の配水管整備に伴う大規模な洗管作業や、漏水事故による落水への対応、また、新型コロナウイルス感染症が一定程度収まり、社会活動が戻ってきたことによる、家庭用の有収水量が減少したことが影響したものと思われまます。今後は、老朽管の計画的な更新を行い、漏水事故を減らすことにより、有収率の向上を目指していきたく思います。

続きまして、建設改良費の増額の要因につきましては、基幹水道構造物耐震化事業の西の里配水地耐震化、耐震補強工事及びFビレッジ周辺の配水管新設工事の施工によるものです。今後につきましては、Fビレッジ周辺の配水管新設工事が終了することから、事業費といたしましては、多少、減少傾向にあるものと思われまます、引き続き、重要給水施設配水管耐震化事業では、主要地区における配水管改良、老朽管更新事業では、東部地区と大曲地区における配水管更新を実施するとともに、電気計装機械設備更新事業を進めていく計画となっております。

次に、老朽管更新についてであります。平成14年度から実施している第1期老朽管更新事業計画では、北広島団地地区ではJR北広島駅西口と輝美町を残し完了となっております。この2地区につきましては、今後の整備計画に合わせて老朽管更新をしままいります。その他地区の更新率といたしましては、みどりの里地区では66.2%、稲穂地区では23.4%となっております。第1期全体の更新時といたしましては、91.7%となっております。

今後の計画であります。第1期でとり残してある、みどりの里地区と稲穂地区に加え、令和2年度に策定した第2期老朽管更新事業計画ののっとり、大曲ニュータウン地区、新富地区、大曲柏葉地区の更新をしままいります。

中川委員長

木村経営管理課長。

木村経営管理課長

営業外費用につきましては、企業債利子が74万6,000円減少、その他修繕費などの雑支出が87万1,000円増加しままして、差引き12万5,000円が増加したものでございまます。

今後の見通しにつきましては、多少の年変動がありながら、全体としましましてはおおむね横ばい基調で推移するものと見込んでおります。

次に、給水原価につきまして上昇の要因としましましては、令和3年度、水道メーターの取替え件数が大幅に増加しままして、給水費の決算額が増額となったほか、有収水量が減少したことによるものと考えております。

次に、一般会計繰入金が増額理由につきましては、資本的収入の一般会計繰入金につきましては、他会計出資金と工事負担金、この二つの科目に分かれております。このうち他会計出資金につきましては、令和2年度から2箇年で施工した西の里配水地の耐震補強工事に対する一般会計負担額となっておりまして、事業費の増加に伴うものでございまます。

次に工事負担金につきましては、配水管の耐震化実施設計を、同一か所で施工予定の下水道管更生工事の設計と一括発注したことに伴いまして、下水道事業会計からの負担金が収入されたものであります。

中川委員長

藤本下水道課長。

藤本下水道課長

まず、有収率の低下要因についてですが、これにつきましては、降水量の増加に伴い、マンホール蓋からの侵入水なので、処理水量が増加したことが要因と思われます。今後の見通しとしましては、現在老朽化対策により実施しております、汚水マンホール蓋の更新事業を継続して行い、マンホール蓋からの浸水を防ぎることによって、有収率の向上を目指してまいりたいと考えております。次に、建設改良費の増額要因についてですが、こちらのほうは、Fビレッジ周辺の下水道管渠整備事業により、建設工事費の増加によるものであります。今後の見通しといたしましては、令和4年度におきましても、Fビレッジ関連事業が残っておりますが、そのほかにアクアバイオマスセンターの2系、3系の耐震化や水処理施設の更新事業などで、年度により変動はございますが、継続的に同程度の事業費により推移するものと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

状況としては分かりました。

再質問ですけれども、一つは有収率ですが、減少した原因として、水道はボールパークができたことや漏水なのか、コロナ禍による家庭の減少ということですが、どちらかというと臨時的なものだと思いますが、漏水対策については行っていくということなので有収率については、今後、減る見込みなのかお伺いしたいと思います。

また、この給水原価も臨時的なものだけなのか、今後の見通しについて、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

それから、下水の有収率の要因については降水量の増だけではなく、マンホールの穴が空いているということですが、このマンホールの改修自体のどのくらいかかるのか、また、マンホールの改修計画とはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

中川委員長

佐々木水道施設課長。

佐々木水道施設課長

水道事業における有収率の件につきまして、Fビレッジ周辺の配水管整備工事は令和3年度、7本発注し、管径が300ミリから100ミリの管を3キロほど布設しました。それに伴う入れ作業により、約400トンの水を使用しました。

また、工事に関わる臨時的な切替え等によって、500トン近い数字の水を使用しております。

また、漏水事故に関してなんですけれども、令和4年3月に発生した稲穂町における漏水事故では、落水の発生により解消までに約1,000トンの水を使用しました。

今後につきましては、Fビレッジに係る工事が完了したことにより、排水量が減ることが予想されますが、先ほど申し上げたように、漏水等の事故や、計画的な入れ作業により有収率は多少変動するものと思われます。

中川委員長

木村経営管理課長。

木村経営管理課長

給水原価の今後の見通しですが、給水原価につきましては令和3年度、水道メーター取替え件数も大幅に増加したことによりまして、一時的に増加したものであります。今後につきましても、メーター取替え件数、増減、年度によって増減ございますので、それに伴いまして給水費も変動するものと考えております。

中川委員長

藤本下水道課長。

藤本下水道課長

マンホール蓋の更新の関係ですが、1箇所当たり大体30万から40万ほどの費用がかかりまして、今は、毎年、ストックマネジメント計画にのっとりまして、大体30から45の間で今推移して、更新事業を行っております。そのほかに、修繕等で壊れたものに関しても、大体40個前後交換していますので、大体、合計で80個から100個くらいの間で毎年推移しております。

計画としましては、これも、長寿命化計画からこのストックマネジメント計画に変更して、継続的にマンホール蓋も同程度、更新していく予定となっております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

漏水対策というのは非常に重要だと思いますが、水道の老朽給水管は先ほど実績を述べられたと思いますが、今後はどのように第2期を含め行って、どれくらいのところで現在老朽対策というところでは、完成の見込みになるのかということをお聞きしたいと思います。

次に、マンホールの改修ですけれども、毎年80から100くらい行うということですが、耐用年数あると思いますが、現在、認知しているか、改修回数という所は全体としては大体どれくらいあるのでしょうか。

中川委員長

佐々木水道施設課長。

佐々木水道施設課長

漏水管の更新事業につきまして、第2期漏水管更新事業計画は、令和2年度から令和21年度までの20年間の期間を予定しており、施行から概ね40年を経過した配送排水管を対象としております。計画区域の選定日、施工年度の設定に、つきましては、基本的には古い順で行い、管種、継ぎ手、漏水履歴等を考慮して策定しております。計画期間を20年としていることから、事業費、施工費料との関係から40年以上を経過した全ての管を対象とすることが困難なため、地域的に、概ね40年以上を経過している地区を選定しております。具体的には、大曲のニュータウンですとか、大曲柏葉、希望ヶ丘、東部地区では、新富町、朝日町、共栄町等で、総延長で68キロほど予定しております。

中川委員長

藤本下水道課長。

藤本下水道課長

マンホールの蓋に関しては、全体で汚水マンホールに関しては、現在1万5,043個ございまして、現在、使われている。勾配受けタイプという穴があいてない蓋が、平成3年度前後から設置されておりまして、現在マンホール蓋の更新事業自体は平成28年度後から、1,250個程度行っております。

そのほかに、平成3年度から勾配受けマンホールをつけ、設置しているもともとを合わせますと約1万800枚ありまして、現在、穴のあいている可能性があるマンホールとしては、残り4,200枚程度となっております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

まず、水道事業会計の青葉浄水場雑収益37ページ、青葉浄水場の令和3年度の場所貸しによる雑収入は幾らだったのかお聞きいたします。

次に、現在の青葉浄水場の資産価値はどれくらいなのか、ご説明をお願いします。

それから、同じく水道、水道事業会計のページ数はありませんが、山本委員も聞いておりましたが、令和3年度で40年以上経過して、老朽管の割合は全体に対して割合はどの程度になっているのか、割合をご説明ください。

最後に、下水道事業会計ページ数なしで、毎年聞いておりますが、令和3年度のマンホールカードの配布数はどれくらいだったのか、累計でどこまで来たのかご説明をお願いします。

中川委員長

木村経営管理課長。

木村経営管理課長

初めに、青葉浄水場敷地の貸付け収入につきましては、109万3,024円となっております。

次に、青葉浄水場敷地の資産価値についてでございますが、現在、公募型プロポーザル方式によって手続きを進めている最中でございますので、プロポーザルにおける提案価格への影響も懸念されますことから、募集主体として上下水道事業としては、回答を控えさせていただきたいと思っております。

中川委員長

佐々木水道施設課長。

佐々木水道施設課長

40年以上経過している老朽化につきましては、令和3年度末で、総配水管全延長446.2キロに対して、86.2キロ、割合にしますと、約19.3%となっております。

地区別につきましては、稲穂町、朝日町、新富町などの輝美配水区で約23キロ、共栄町、東共栄の共栄配水区で約19キロ、大曲排水区で約26キロ、西の里配水区で8キロ、輪厚配水区で約2キロとなっております。

中川委員長

藤本下水道課長。

藤本下水道課長

令和3年度のマンホールカードの配布枚数につきましては、令和2年度の配布枚数の984枚から184枚増えて、1,170枚となっております。合計ですと、8,092枚となっております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

マンホールカードですけれども、来年ボールパーク開業ということでデザインマンホールも協議されていると思いますが、現在、どのような状況なのかそれ聞いております。

中川委員

藤本課長。

藤本下水道課長

Fビレッジ周辺に設置しております、Fマーク入りデザインのマンホール蓋のカードにつきましては、現在、作成、配布場所も含めて、株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメントと協議中でありまして、発行時期については現在未定であります。今後、協議が整い次第、発行の手続きを行っていきたく思います。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶものあり)

それでは以上をもちまして、**衛生費の保健衛生費の水道事業費、土木費の都市計画費の下水道事業費議案第16号及び議案第17号**の質疑は終了いたします。

以上をもちまして、本日予定の審査につきましては、終了いたしました。

なお、個別質疑で留保し、総括質疑を行う委員は10月19日午後3時までに通告書を提出してください。

10月26日、午前10時からの決算審査特別委員会では、総括質疑の後、議案ごとに討論及び採決を行います。お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

本日はこれにて散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時30分 散 会

委員長
副委員長